

# 第2次かんだ環境未来図

— 苅田町環境基本計画 —





## はじめに

---

かけがえのない地球、  
そして豊かな苅田の環境を次世代へ引き継ぐために -

近年、都市化の進展や生活様式の多様化などに伴い、私たちを取り巻く環境・社会の状況は大きく変化しています。生活排水による水質汚濁やごみ処理などの身近な環境問題だけでなく、地球温暖化対策や生物多様性の保全など、地球規模での取組が迫られています。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、放射性物質問題やエネルギー利用のあり方など、新たな環境課題についても考えていかななくてはなりません。



こうした問題を次世代に残さないために、私たち一人ひとりが自然の恵みを受けて生きていることを自覚し、日常生活や経済活動において、環境に配慮した取組を推進していくことが必要です。また、これまで苅田町が工業・港湾都市として発展してきた背景をふまえて、自然と産業が共存する持続可能な社会を築き上げていくことが求められています。

このような状況をふまえて、本町では、このたび「第2次かんた環境未来図(苅田町環境基本計画)」を策定いたしました。これは、平成16年3月に策定した前計画が10年の計画期間を経過したことを受け、前計画の取組の成果を検証するとともに、複雑化・多様化していく環境問題への対応を行うためのものです。

本計画では、望ましい環境像に「人、自然、産業が共存する豊かな環境を未来へつなぐまち かんた」を掲げ、その実現に向けて、町の環境保全、環境課題の解決につながる施策を展開するとともに、町民、各種団体、事業者の皆様と協力・連携して、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりを進めてまいります。

私たちの将来の世代に、豊かな自然環境、良好な生活環境、そしてかけがえのない地球環境を継承していくため、ともに手を携えて計画を推進しましょう。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケートやパブリックコメントに貴重なご意見をいただきました町民、事業者の皆様、町民ワークショップにご参加いただいた皆様、熱心にご審議いただいた苅田町環境審議会委員の皆様、心より感謝を申し上げます。

平成26年3月  
苅田町長 吉廣 啓子



## 第2次かんだ環境未来図（苅田町環境基本計画）

### 目次

第1章	計画の基本的事項～かんだ環境未来図とは～	1
第2章	計画の目標および体系	5
第3章	目標の実現に向けた取組の展開	13
	基本目標1-水：きれいな川や海と水資源を大切にすまち	15
	基本目標2-大気：すがすがしい空気と心地よい環境で 人々が快適に過ごすまち	21
	基本目標3-ごみ：ごみを減らし、資源が循環するまち	27
	基本目標4-みどり・生き物：みどり豊かな自然や 生き物とふれあい、育むまち	34
	基本目標5-まちなみ：まちなかのみどりと親しみ、 自然と調和した美しいまち	38
	基本目標6-エネルギー：エネルギー問題に取り組み、 地球温暖化防止に貢献するまち	43
	基本目標7-人：一人ひとりが環境を考え、学び、行動するまち	49
第4章	重点プロジェクト	55
第5章	計画の進行管理	59
資料編		65



## 第1章 計画の基本的事項 ～ かんだ環境未来図とは～

## (1) 計画改定の背景

苅田町は、波穏やかな周防灘と、日本有数のカルスト地形である平尾台や高城山などの山々の緑、白川・等覚寺地区の田園風景などに恵まれた自然豊かな町です。貴重な歴史、伝統・文化が育まれるとともに、臨海部には日本有数の企業が立地し、産業都市として発展してきました。近年は、北九州空港、東九州自動車道、苅田港などの交通ネットワーク機能が充実し、人やモノが行き交う拠点都市としての発展も期待されています。

### 【かんだ環境未来図とは】

「かんだ環境未来図 - 苅田町環境基本計画」は、平成 16 年 3 月に、環境分野の基本的な方針を定める計画として策定されました。「かんだ環境未来図」とは、恵み豊かな環境を子どもたちの未来へと引き継ぐために、まちの将来のあるべき姿や具体的な行動の方針を共通認識とし、長期的な視野に立って、環境に配慮したまちづくりを進めるための設計図となるもので、本町では、これまで同計画に基づく環境保全の取組を進めてきました。

### 【まちを取り巻く環境・社会状況の変化】

同計画の策定以降、本町を取り巻く環境・社会状況には大きな変化がありました。

国では「第 4 次環境基本計画（平成 24 年 4 月 27 日閣議決定）」が策定され、「社会・経済のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」などが今後の環境施策の方向として示されています。

平成 20 年には、環境が主要テーマとなった「北海道洞爺湖サミット」が開催され、平成 22 年には「生物多様性条約第 10 回締約国会議」が名古屋市で開催されました。

近年は、記録的な猛暑や度重なる大雨といった異常気象に見舞われるなど、私たちも地球温暖化による気温上昇や異常気象の増加を感じる出来事が増えています。また、東日本大震災（平成 23 年 3 月）に伴う電力不足による節電への取組やエネルギー問題への関心の高まり、大陸由来の微小粒子状物質（PM2.5）<sup>1</sup>による大気環境への影響など、新たな環境課題も見受けられます。

こういった変化を受けて、私たちが環境について、目や耳にする機会は非常に増え、人々の環境問題に対する意識も高まってきていると考えられます。

一方、本町では現在も東九州自動車道や苅田港等の社会基盤整備が進められており、それに伴い、田畑・原野から工業用地・住宅地への土地利用の転換が進んでいます。また、アクセス性の向上、企業進出による雇用増加、定住化対策等の影響により、前回の計画策定時と比べて人口は約 5% 増加し、約 3 万 6 千人となっています。将来人口は長期的には減少傾向<sup>2</sup>ですが、短期的には、町の人口は約 4 万人まで増加する想定です<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 微小粒子状物質（PM2.5）：大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 2.5 μm 以下のもの。粒子の大きさが非常に小さい（髪の毛の太さの 30 分の 1）ため、肺の奥深くまで入りやすく人体への影響が大きいと考えられています。

<sup>2</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」による。

<sup>3</sup> 「第 4 次苅田町総合計画」（平成 23 年 5 月）による。



このようなまちの発展に伴い、都市生活における環境負荷の増加が懸念されます。そのため、まちが成長していく中で、環境負荷の少ない技術を積極的に導入するハード対策と、情報提供や環境保全行動に対する動機づけのしくみの検討等によるソフト対策を組み合わせ、環境負荷をコントロールすることが求められます。

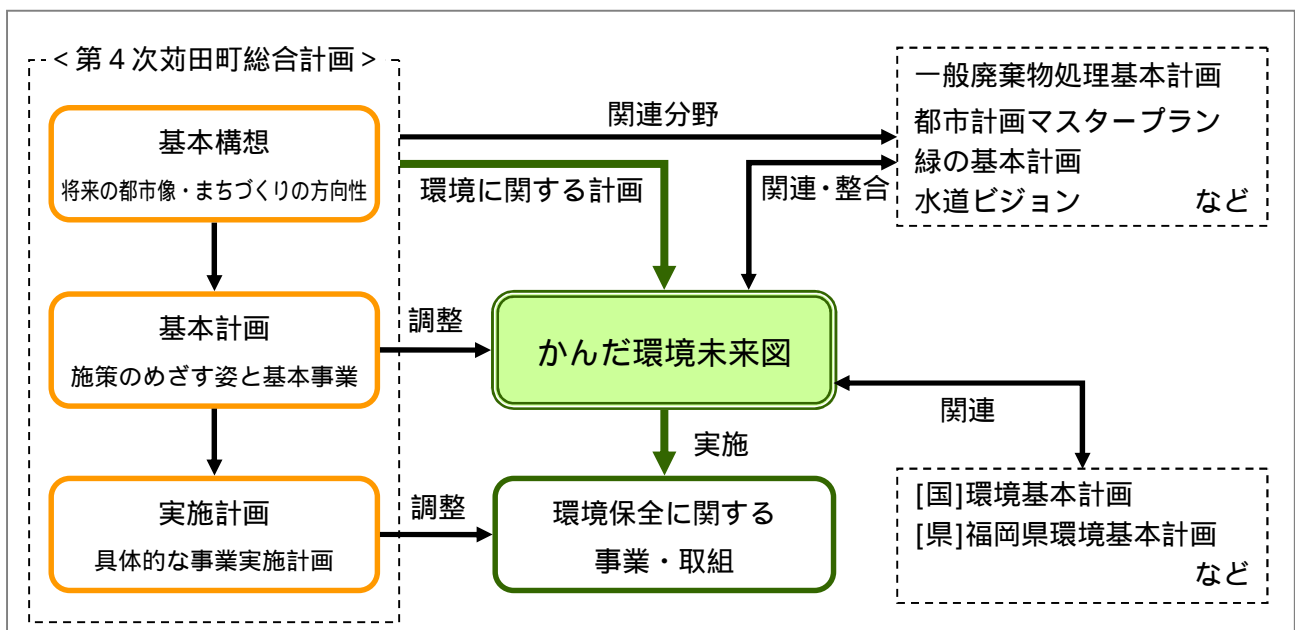
また、本町には自動車やセメント産業をはじめとして、国内でも有数の企業が多数立地しています。近年、大企業を中心に環境方針や CSR 活動の一環で、地域において環境保全活動に取り組む企業が増えていることから、本町においても地域特性を活かして、環境保全活動に企業を巻き込むしくみづくりが必要です。

このような本町の環境行政を取り巻く状況の変化をふまえ、今回、「かんだ環境未来図 - 苅田町環境基本計画」の計画期間が平成 25 年度末に満了することから、新たに「第 2 次かんだ環境未来図 - 苅田町環境基本計画」を策定することとしました。

## ( 2 ) 計画の位置づけ

本計画は、町民や事業者との協働のもと、町の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針となる計画です。「第 4 次苅田町総合計画（平成 23 年 5 月策定）」では、環境分野の部門別計画として位置づけられます。

具体的には、環境に関する長期目標（望ましい環境像）を示すとともに、その実現に向けた目標と施策の方向性、各主体の行動の指針、計画推進のしくみ等を明らかにするものです。



## ( 3 ) 計画の期間

計画期間は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とします。

ただし、計画の進捗状況や本町を取り巻く環境・社会状況の変化にあわせ、取組内容や指標等について、概ね 5 年ごとに見直しを行います。

## (4) 計画の対象範囲

本計画は苅田町全域を対象地域とし、以下に掲げる分野を対象範囲とします。

環境分野	対象となる環境項目
生活環境	大気、水、土壌、地盤、騒音、振動、悪臭、化学物質（放射性物質含む）、ごみ・リサイクル 等
自然環境	水辺、みどり、生き物、自然とのふれあい 等
都市環境	道路・交通、都市景観、公園、緑地、歴史的・文化的資源 等
地球環境	地球温暖化、その他地球環境問題（オゾン層の破壊、森林の減少、エネルギー問題など）等

## (5) 計画推進の主体と役割

良好な環境を保全し、将来に引き継いでいくためには、各主体がそれぞれの役割を自覚し、協働して環境の保全、再生、創出に取り組むことが重要です。

そこで、本計画では、計画推進の主体として、町民・各種団体、事業者、行政を対象とします。各種団体とは、町内で環境保全活動に取り組む自治会、NPO やボランティア団体、大学等の教育機関のことをいいます。

以下に各主体の基本的な役割を示します。

	基本的な役割
町民・ 各種団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境について関心を持ち、自ら学び、理解を深めます。</li> <li>・日常生活において、自らの行動を環境の視点から見直し、環境負荷の低減に努めます。</li> <li>・地域社会の一員として、事業者、行政との協働により、環境保全活動に取り組めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動において、良好な環境を阻害することのないよう適切な措置を講じます。</li> <li>・資源およびエネルギーの有効活用や廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減するように努めます。</li> <li>・地域社会の一員として町民・各種団体、行政との協働により、環境保全活動に取り組めます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の自然的・社会的条件に応じて、良好な環境の保全・創出にかかる施策を総合的かつ計画的に実施します。</li> <li>・町が自ら行う事業や日常業務において、環境負荷の低減に努めます。</li> <li>・町民・各種団体、事業者との協働により、環境保全活動に取り組めます。</li> <li>・環境の状況や施策による環境への影響等について、情報公開に努めます。</li> <li>・広域的な取組を必要とする施策については、国、福岡県、関連市町村等と協力して、推進を図ります。</li> </ul>

## 第2章 計画の目標および体系

## (1) 望ましい環境像

「かんだ環境未来図 - 苅田町環境基本計画（平成 16 年 3 月策定）」では、苅田町における将来の望ましい環境像として、「ものづくりと自然が共生する環のまち かんだを目指して」を設定し、各取組を推進してきました。

その後、平成 23 年 5 月に策定された「第 4 次苅田町総合計画」では、将来都市像として「ともに創る “活力” “やさしさ” “希望” あふれるまち苅田 ~ 産業と環境と文化と暮らしが調和する持続可能社会 ~」が示されています。また、将来都市像の実現を目指し、5 つの基本政策に沿って各種施策を推進することとしており、環境分野に関連する基本政策として、「快適で潤いのある環境づくり」を掲げています。

そのため、本計画では、「第 4 次苅田町総合計画」が示す方向性をふまえ、長期的な視点のもと、望ましい環境像を以下のように定め、環境面からのまちづくりの推進を図ります。

### 望ましい環境像

人、自然、産業が共存する豊かな環境を  
未来へつなぐまち かんだ

【参考】第4次苅田町総合計画について

第4次苅田町総合計画は、本町のまちづくりの基本的方向と実現のための方策を定めた計画で、本町の行政を進める基本となるものです。

同計画では、目標年次を平成32年度とし、以下に示す将来都市像の実現に向けて、5つの基本政策に基づいて、さまざまな施策や取組を進めていくものとしています。

【将来都市像】

ともに創る “活力” “やさしさ” “希望”  
あふれるまち 苅田  
～ 産業と環境と文化と暮らしが調和する持続可能社会～

【基本政策】

- 政策1 未来を拓く人づくり
- 政策2 活力ある産業のまちづくり
- 政策3 安心して安全に暮らせるまちづくり
- 政策4 快適で潤いのある環境づくり
- 政策5 協働と自立のまちづくり

本計画と関連の強い「政策4 快適で潤いのある環境づくり」には、以下の方針が示されています。

< 政策4 快適で潤いのある環境づくり >

快適に住み続けられる住環境や潤いのある自然環境など、生活の質への関心が高まっており、住みよさの感じられる環境づくりが求められています。

このため、上下水道、公園、生活道路、土地区画整理、公営住宅などの生活環境整備や市街地整備を進めるとともに、地域や町民と協力して、緑や花の魅力が感じられる景観づくりに努めていきます。

また、資源・エネルギーの枯渇や地球温暖化などの地球規模での環境問題に対し、持続可能な社会の構築が求められており、町民や企業などと連携して、環境負荷の軽減や自然環境の保全に努めていきます。さらに、自然とのふれあいなどを通じて、環境を保全することの大切さについて学べる取組を進め、持続可能な社会づくりを担う環境人材の育成にも努めていきます。

望ましい環境像の実現に向けて、町民・各種団体、事業者、行政が同じ方向を目指して環境保全に取り組めるよう、望ましい環境像が実現された将来の苅田町の姿や人々の生活のイメージを以下に示します。

高城山を中心とする山々は豊かなみどりをたたえ、平尾台のカルスト台地や広谷湿原、棚田等の苅田町特有の自然環境は良好な状態で引き継がれ、多様な動植物を見ることができます。町民も観光に訪れた人々も、「自然とのふれあい」を通じて、自然の豊かさや尊さを感じることができます。

さまざまな生き物を育む海の自然、水辺の自然、田畑の自然、里山の自然がたくさんあり、新緑の春、実りの秋など四季の変化が感じられる環境の中で、子どもたちは田植えや稲刈りの体験をしたり、木登りや虫とりをして遊ぶなど、自然と親しむことができます。

白川地区などの農業地域では、地域の人々が安全でおいしい作物をつくり、提供するとともに、身近な自然である田園風景をまちの人々とともに、守り伝えています。

人々が生活を営むまちにも、すがすがしい空気や水があり、健康的に暮らすことができます。愛着のあるまちなみにはみどりがあふれ、季節を感じることができます。

人々は環境についての学びを深め、これまでのものを大量に消費する暮らし方を見直し、ごみを減らす・エネルギーを無駄づかいしないといった環境にやさしい行動を実践しています。また、エネルギーを効率よく使用する最先端の技術を積極的に取り入れる一方で、すだれや打ち水などの昔ながらの生活の知恵も引き継いでいます。このような環境にやさしい暮らし方を通じて、資源やエネルギーは無駄なく効率的に利用され、ごみや二酸化炭素等の環境への負荷が大幅に削減されています。

また、子どもたちも学校で自然の成り立ちや環境の大切さについて学習しています。

一方、臨海部の工業地域では、製造段階から各プロセスにおいて、環境へ配慮した事業活動が行われており、環境への影響をゼロにするための調査・研究が行われています。人々の暮らしを支え、環境と産業が調和した工業生産を実現しています。

また、事業者もまちの一員として、まちの清掃活動や自然保護の活動に積極的に参加しています。

町民・各種団体、事業者、行政がそれぞれ環境にやさしいライフスタイル、ビジネススタイルを実践するとともに、協働によって環境の保全・再生等に取り組むことで、苅田町らしい人と自然と産業が共存する持続可能な社会を実現します。



鬼の唐手岩

## (2) 基本目標と施策体系

計画の環境像に掲げた「人、自然、産業が共存する豊かな環境を未来へつなぐまち かんた」を実現するためには、町民・各種団体、事業者、行政の協働による環境配慮の取組を継続することが必要です。

町を取り巻く社会経済状況の変化やこれまでの成果・課題をふまえ、望ましい環境像を実現していくために、7つの基本目標を設定します。

本計画では、この7つの基本目標を達成するために、各目標の下に取組の方向性、施策の目標（指標）を掲げ、計画を推進していきます。

	分野	基本目標
基本目標 1	水	きれいな川や海と水資源を大切にすまち
基本目標 2	大気	すがすがしい空気と心地よい環境で人々が快適に過ごすまち
基本目標 3	ごみ	ごみを減らし、資源が循環するまち
基本目標 4	みどり 生き物	みどり豊かな自然や生き物とふれあい、育むまち
基本目標 5	まちなみ	まちなかのみどりと親しみ、自然と調和した美しいまち
基本目標 6	エネルギー	エネルギー問題に取り組み、地球温暖化防止に貢献するまち
基本目標 7	人	一人ひとりが環境を考え、学び、行動するまち

また、これらの7つの基本目標を達成するために、次頁に示した施策体系のように、各目標ごとに「取組の方向性」を掲げ、具体的な施策を展開していきます。

基本目標が目指す将来のまちの姿は、「第3章 目標の実現に向けた取組の展開」で示します。

### (3) 施策の体系





## 主な施策

- 1-1 継続した水質モニタリングの実施 / 川・池・海の水質改善
- 1-2 公共下水道等の整備 / 合併処理浄化槽の普及 / 工場・事業所等への助言・指導
- 1-3 水とのふれあいの推進 / 節水意識の向上 / 雨水等利用の推進

- 2-1 大気環境の監視・情報提供 / 工場等の固定発生源対策 / 自動車排出ガス対策
- 2-2 自動車騒音・振動の監視 / 工場・事業所等への助言・指導 / 化学物質の適正な管理のための助言

- 3-1 家庭から出るごみの減量 / 事業所から出るごみの減量 / ごみ有料化に関する検討の着手
- 3-2 分別・リサイクルの推進 / 紙ごみの拠点回収の推進 / リユースの推進
- 3-3 ごみに関する情報発信の充実 / ごみに関する環境教育・学習の充実
- 3-4 ごみ処理システムの適正運用と改善 / 新たなごみ処理体制に向けた検討の着手

- 4-1 山・里山・川・池・海などの骨格的な自然環境の保全 / 生き物の生息環境の保全
- 4-2 自然とのふれあいの機会の提供 / 生き物・自然環境に関する情報発信の充実

- 5-1 まちなかの緑化 / 花いっぱい運動の展開 / 公園や緑地の整備
- 5-2 美化活動の推進 / ポイ捨て、ペットのふんの持ち帰りなどのマナー啓発 / 不法投棄の監視
- 5-3 京築広域景観計画に基づくまちなみ景観の保全・創出 / 景観資源や歴史・文化的資源の保全と活用

- 6-1 省エネ行動の実践 / 省エネ製品の普及 / 環境に配慮した建物の普及
- 6-2 再生可能エネルギーの導入促進 / 未利用地の再生可能エネルギーへの活用の検討
- 6-3 エコドライブの実践 / 環境にやさしい車の導入促進 / 公共交通機関（コミュニティバス含む）の利用促進

- 7-1 環境学習機会の提供 / 学校等における環境学習の推進 / 環境リーダー等の育成
- 7-2 各媒体を活用した環境情報発信 / 環境レポートの作成・公表
- 7-3 環境活動団体への支援 / 環境活動団体のネットワーク化 / 事業者との連携・取組の推進



## 第3章 目標の実現に向けた取組の展開

本章では、望ましい環境像の実現に向けて、7つの基本目標ごとに、それぞれ「将来のまちの姿」「現状と課題、これまでの取組」「指標」「取組の方向性」「各主体の取組」を示します。

## 本章で示す事項

### 将来のまちの姿

町民・各種団体、事業者、行政が共通の目標をもって環境保全に取り組めるように、おおよそ四半世紀程度（25～30年）を目安に、中長期的な視点で苅田町の環境が目指すべき姿を7つの基本目標ごとに整理しました。

本計画の目標年次は10年後の平成35年度ですが、環境問題への取組は長期的な視点に立つことが重要です。そのため、「将来のまちの姿」の想定時期を計画の目標年次よりも長期に設定し、これを見据えた取組を推進していきます。

### 現状と課題、これまでの取組

近年の本町における環境の現状や課題、これまでの取組の状況を示します。

### 指標

基本目標ごとに環境指標・取組指標を設定します。

#### 環境指標とは...

取組の効果を積み重ねることによって、実際に環境の状態が良くなっているか、「望ましい環境像」に近づいているか、目標の達成状況を評価するための指標。

#### 取組指標とは...

各主体の個々の取組が着実に実行されているかどうか、取組の実績を客観的に評価するための指標。

### 取組の方向性

基本目標ごとの取組の方向性とそれに連なる主な施策を提示します。

### 各主体の取組

町民・各種団体、事業者、行政がそれぞれの立場で、あるいは協働で取り組むべき内容を整理します。

## 基本目標1

# 水：きれいな川や海と水資源を大切にすまち

## 将来のまちの姿

家庭からの生活排水処理率 100%達成を目指し、市街地では公共下水道への接続、郊外では農業集落排水施設、合併処理浄化槽の設置が着実に進んでいます。また、事業所においても、排水処理の対策が継続して実施されています。

その結果、川の水は初夏にはホタルが飛び交うほどきれいになり、良好な水質を保ったまま海に注ぎ込んでいます。

家庭や事業所では、水を無駄にしないライフスタイルが定着し、水の再利用や節水を行うことが当たり前になっています。

## 現状と課題、これまでの取組

### 町の水資源

本町は市街地が南北に長く、山と海との距離が短いため、町内に大きな河川はありませんが、長峡川をはじめとする中小河川が多数あります。

降水量も少ないため、川の水量も多くありません。そのため、町内にはかんがい用に多数のため池があります。

本町上水道の主要な水源は、添田町の油木ダム、町内の井ノ口貯水池、山口ダムです。工業用水の水源は油木ダム、殿川ダムです。



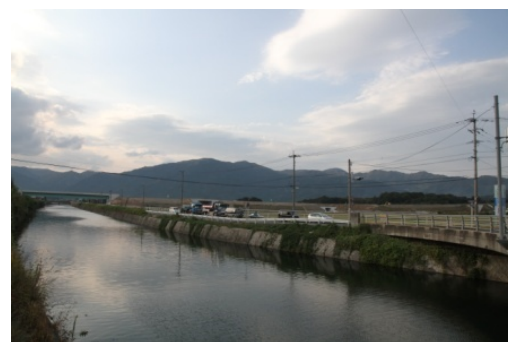
京都岬方面から見た殿川ダム

### 河川の水質

河川については、毎年、町内 13 地点（11 河川）で水質調査を行っています。

環境基準が適用される河川の測定地点（6 地点）における BOD<sup>4</sup>（生物化学的酸素要求量）は、概ね環境基準を満たしていますが、年度によって達成状況にばらつきがあります。また、その他の調査地点でも、井場川などでは、依然として BOD 濃度の高い傾向が見られます。

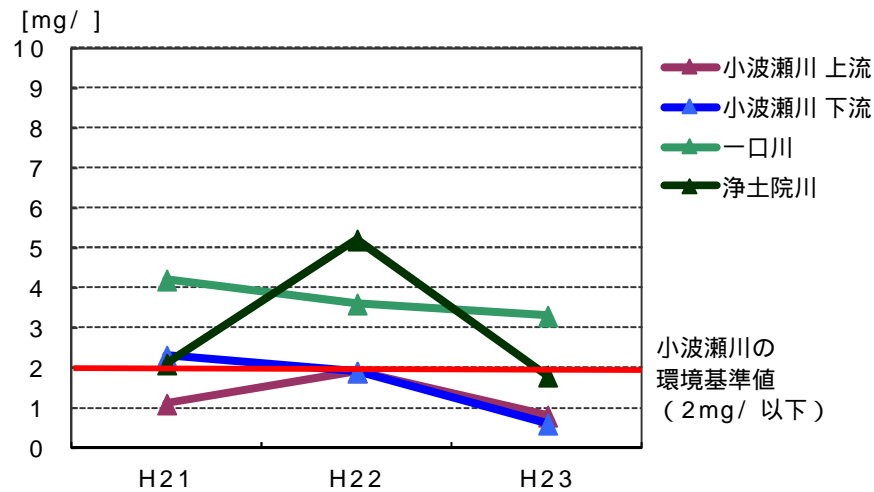
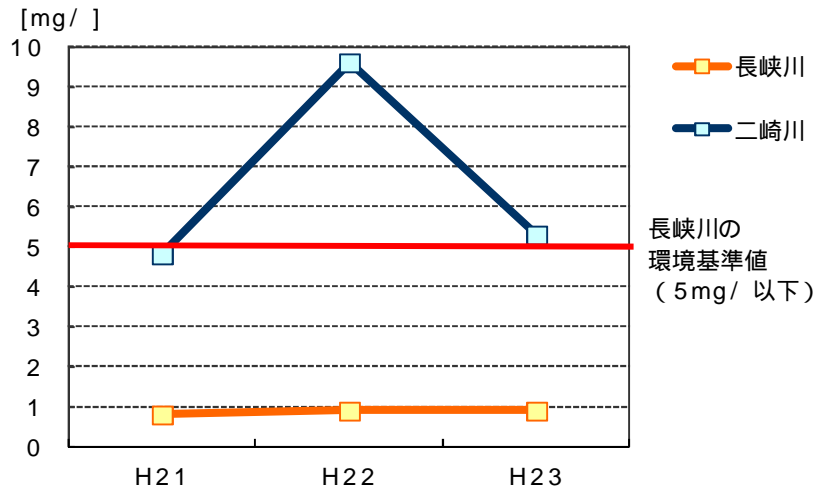
これまで町では、町民・各種団体との協働で EM 活性液<sup>5</sup>を活用するなど、河川の水質改善に取り組んできましたが、今後も継続した取組が必要です。



小波瀬川

<sup>4</sup> BOD（生物化学的酸素要求量）：水の汚れを微生物によって分解するために必要とする酸素の量のこと。

<sup>5</sup> EM 活性液：Effective Microorganisms（有用微生物群）を培養・活性化させてつくった液体のこと。自然界を浄化する働きを持つ微生物を組み合わせることで培養します。生活排水の汚染物質を分解する効果があるとも言われています。



図：環境基準が適用される河川（6地点）におけるBOD（75%値<sup>6</sup>）の経年変化  
（上：長峡川、下：小波瀬川）

資料）荻田町環境保全課

## 海の水質

海域については、毎年、荻田港内外10地点で海域の水質調査を行っています。

平成23年度のCOD<sup>7</sup>（化学的酸素要求量）は、荻田港内は1.9～2.2mg/L、地先海域では2.0～2.3mg/Lであり、環境基準（2mg/L以下）は達成できていません。今後の状況を見ながら原因等の調査に努めていく必要があります。



海上から見た荻田港

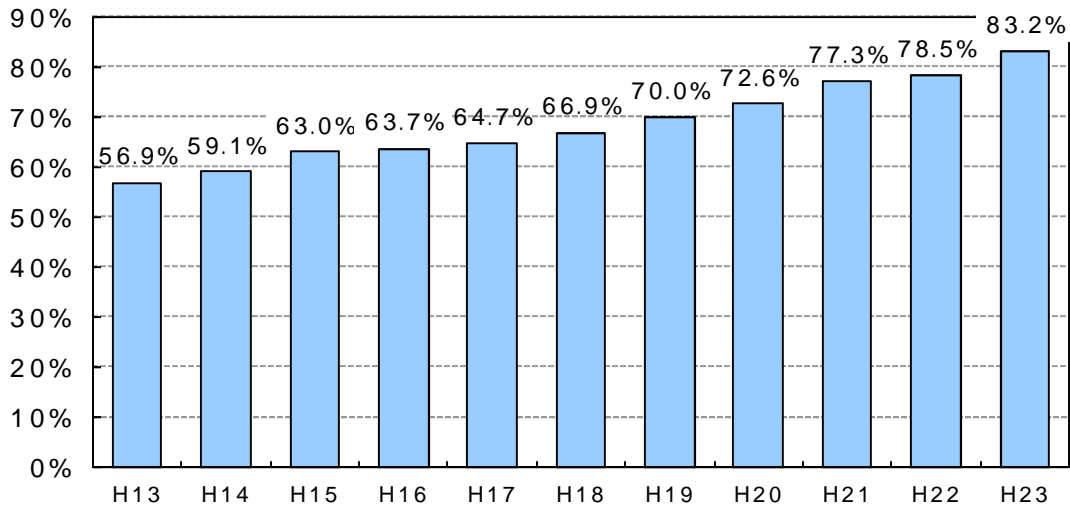
<sup>6</sup> 75%値：一年間で得られたすべての日平均値のデータを値の小さいものから順に並べたときに、低い方から数えて75%目にくる数値のこと。水質の測定結果が環境基準を満たしているかどうかを評価する際に用いられる。

<sup>7</sup> COD（化学的酸素要求量）：水の汚れを化学的に酸化するために必要とする酸素の量のこと。

## 生活排水処理

公共下水道は、平成 14 年の供用開始より順次、整備区域を拡大しています。また、下水道事業認可区域外では合併処理浄化槽の設置や農業集落排水施設の整備を推進しています。

平成 23 年度末の生活排水処理率は 83.2% であり、引き続き下水道等のインフラ整備を進めていく必要があります。



注) 生活排水処理率 = (公共下水道処理人口 + 合併処理浄化槽人口 + 農業集落排水処理人口) ÷ 行政区域内人口

図：生活排水処理率の推移

資料) 苅田町下水道課

## 指標

	名称	現況値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 35 年度)
環境指標	河川的环境基準適合状況 <sup>1</sup>	66.7%	100%
	海域的环境基準適合状況 <sup>2</sup>	20.0%	現況値より増加
	生活排水処理率 <sup>3</sup>	83.2%	92.0%
取組指標	下水道普及率	40.4%	68.4%
	川をきれいにする啓発イベントの実施回数	1回	2回

1 河川的环境基準適合状況 = BOD の測定地点数に占める環境基準適合地点数の割合

2 海域的环境基準適合状況 = COD の測定地点数に占める環境基準適合地点数の割合

3 生活排水処理率 = (公共下水道処理人口 + 合併処理浄化槽人口 + 農業集落排水処理人口) ÷ 行政区域内人口

## 取組の方向性

### 1-1 川・池・海の水質を改善する

これまで本町では、川・池・海の水質を改善するため、家庭や工場・事業所における排水対策や、町民・各種団体との協働による EM 活性液の活用等に取り組んできました。その結果、本町の水質環境は以前よりも改善されてきましたが、年度によっては環境基準を達成しないこともあり、課題は残されているといえます。

そのため、町民・各種団体、事業者、行政の連携により、川・池・海の水質改善に取り組みます。また、今後も河川・海域の水質モニタリング調査を継続して実施し、調査結果等の水環境データの公表を行います。

#### 主な施策

継続した水質モニタリングの実施  
川・池・海の水質改善

#### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・日々の暮らしの中で生活排水の汚濁をできるだけ減らす工夫を積極的に実践します（例：油を流さない、合成洗剤の使用を少なめにする等）。</li><li>・川の清掃活動や EM 活性液の活用等、水環境（川・池・海）を守る活動に積極的に取り組みます。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・【一般】工場・事業所からの排水で川や海を汚さないよう、適切な措置を行います。</li><li>・【農業者】農薬の使用を抑え、水質への影響を最小限にします。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・水環境の保全、汚染の未然防止に努め、水質のモニタリング調査を行うとともに、その結果を広報かんだや町ホームページ等を通じて、わかりやすく公表します。</li><li>・家庭からの生活排水による汚濁の低減について、わかりやすく普及啓発します。</li><li>・町民・各種団体、事業者が取り組む、川・池・海の水質改善の活動を支援します。</li></ul>



## 1-2 生活排水対策などで水環境を守る

本町では、平成 14 年の供用開始以降、下水道の整備区域を拡大してきました。今後も河川の水質保全や生活環境の向上を図るため、引き続き、公共下水道や農業集落排水施設の整備を進め、接続を推進します。公共下水道事業認可区域外については、合併処理浄化槽普及のため、啓発や導入の支援を行います。

また、事業者に対しては、水質汚濁防止法や環境保全協定（以下、協定）に基づき、工場・事業所等からの汚染物質排出の助言・指導を行います。

### 主な施策

- 公共下水道等の整備
- 合併処理浄化槽の普及
- 工場・事業所等への助言・指導

### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共下水道や農業集落排水が整備された地域では、速やかな接続に努めます。</li><li>・また、公共下水道認可区域外では、合併処理浄化槽の設置に努めます。</li><li>・浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を定期的に行います。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共下水道や農業集落排水が整備された地域では、速やかな接続に努めます。</li><li>・また、公共下水道認可区域外では、合併処理浄化槽の設置に努めます。</li><li>・浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を定期的に行います。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共下水道認可区域では、計画的な下水道の整備を行います。</li><li>・公共下水道認可区域外では、合併処理浄化槽設置者に対する補助金交付等の支援により、合併処理浄化槽の設置を推進します。</li><li>・環境負荷の発生源となる工場・事業所に対し、環境保全協定等に基づく助言や指導を行います。</li></ul>

### コラム 生活排水って？

台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活で使った水のことを生活排水といいます。私たち一人ひとりが 1 日に使う水の量は約 250 リットルにのぼりますが、家庭から出る生活排水は、その一部が未処理のまま川や海に流れ込んでいます。

川や海をきれいにするためには、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置など、生活排水対策が欠かせません。また、私たち自身が“汚れた水をそのまま流さない生活”をすることが大切です。きれいな川や海を守り続けるために、自分たちに何ができるのか考えていきましょう。

## 1-3 水とふれあい、水資源への意識を高める

本町は市街地が南北に長く、山と海との距離が近いので、大きな河川はありません。また、瀬戸内海気候に属するため降水量は少ないですが、県営ダムからの取水で安定した給水が行われています。しかし、近年の異常気象により水資源の確保は重要な課題となっています。

そのため、節水行動の呼びかけや雨水の活用をはじめとする水の有効利用を推進し、水を大切にするまちを目指します。また、水資源への意識を高めるために、各種団体等との連携による水とのふれあいイベントや、水に親しみやすい空間づくりに取り組みます。

### 主な施策

- 水とのふれあいの推進
- 節水意識の向上
- 雨水等利用の推進

### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・節水を心がけ、水を無駄にしないライフスタイルを実践します。</li><li>・雨水を貯めて散水するなど、雨水や未利用水の利用に取り組みます。</li><li>・各種団体は、水資源の大切さを伝え、町民の節水意識の向上を図るとともに、川での自然観察会など、水資源とふれあう活動を行います。</li><li>・水源涵養機能（森林の土壌などが水を蓄える機能）を高める森づくりに参加します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・水を大量に使用する工場・事業所では、合理的な水利用に努めます。</li><li>・建物の新築・改築時には、雨水や排水処理水の利用設備導入に努めます。</li><li>・【農林業者】森林や農地等の適切な管理を行い、水源の涵養に努めます。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・節水の呼びかけ等を行い、水資源の大切さを町民・事業者へ普及啓発します。</li><li>・地域住民の憩いの場や自然体験学習の場となるよう、水への親しみやすさに配慮した水辺づくりに努めます。</li><li>・公共施設の新築・改修時には、雨水や排水処理水の利用設備を導入します。</li><li>・近隣自治体及び関係機関と連携して、町外の水源涵養機能をもつ森林の保全に協力します。</li></ul>

## 基本目標②

# 大気：すがすがしい空気と心地よい環境で人々が快適に過ごすまち

## 将来のまちの姿

町内のすべての工場・事業所は、騒音・振動や悪臭、有害な化学物質を出していません。

エコドライブや環境にやさしい自動車が普及するとともに、徒歩・自転車・公共交通機関の利用も普及したことで、車に由来する環境問題は減少しています。

人々はすがすがしい空気と静かな生活環境の中で、健康で快適な生活を送っています。

## 現状と課題、これまでの取組

### 大気

大気環境について、役場庁舎に福岡県が大気測定局（一般環境大気測定局）を設置し、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）<sup>8</sup>、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）<sup>9</sup>、浮遊粒子状物質（SPM）<sup>10</sup>、光化学オキシダント（Ox）<sup>11</sup>を監視しています。また、平成25年1月からは新たに、微小粒子状物質（PM2.5）の測定を開始しました。

平成23年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準を達成しています。また、これら3項目は、平成17年度以降、継続して環境基準を達成しており、大気環境は概ね良好であるといえます。

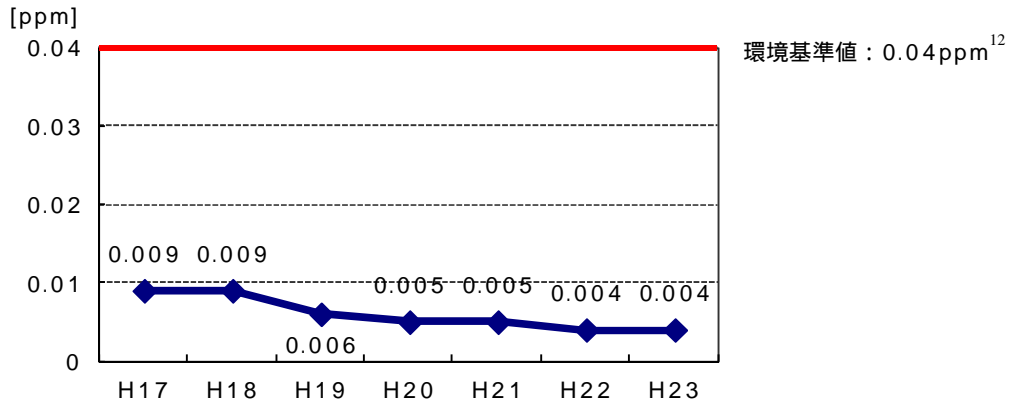
光化学オキシダントについては、本町を含め、県内すべての測定局で環境基準を達成できていません。高濃度の要因としては、大陸からの大気汚染物質の影響等が示唆されていますが、明確にはなっていません。4月から9月にかけて光化学オキシダント濃度が上昇する傾向にあり、注意報が発令されるなど、全国的な課題となっています。

<sup>8</sup> 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）：硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体のこと。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こしたり、酸性雨のもとになるなど公害の原因物質となるため、環境基準が設定されています。

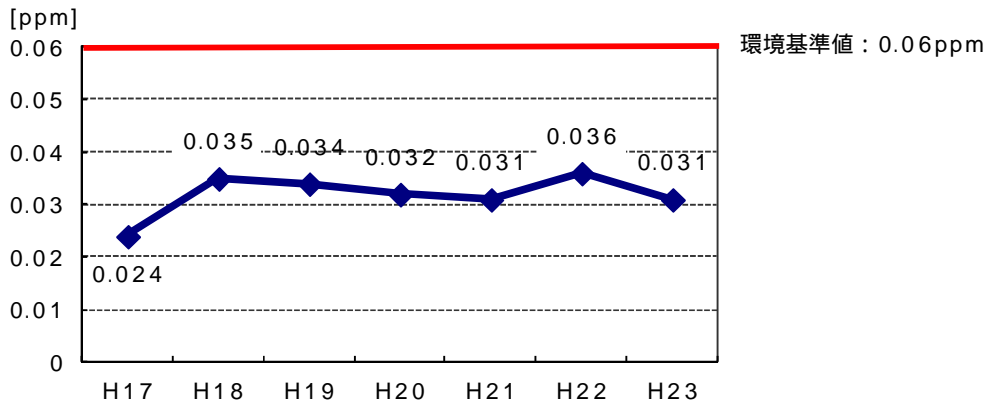
<sup>9</sup> 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）：主に自動車の排気ガス等から発生し、大気中に排出される窒素酸化物のほとんどを占める気体のこと。呼吸器系等に悪影響を及ぼすこともあるため、環境基準が設定されています。

<sup>10</sup> 浮遊粒子状物質（SPM）：大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径10μm以下のもの。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患等を引き起こす恐れがあるため、環境基準が設定されています。

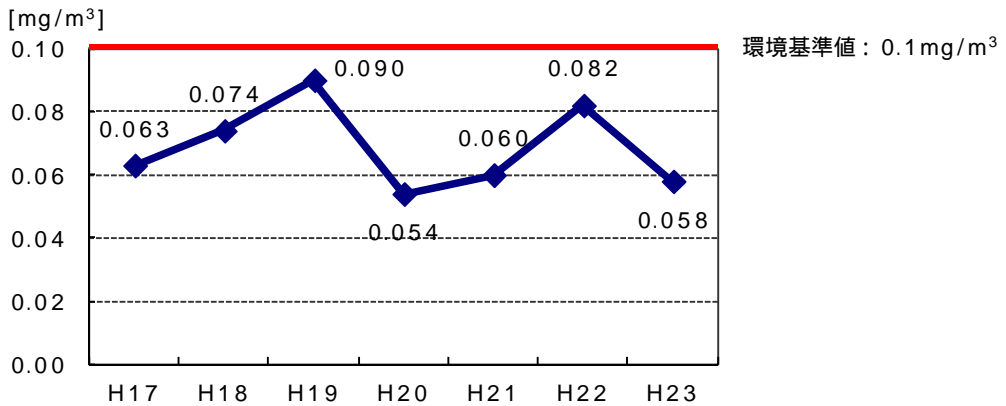
<sup>11</sup> 光化学オキシダント（Ox）：大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、太陽光線（紫外線）により光化学反応を起こして生成されるオゾン、アルデヒド等の酸化性物質の総称。呼吸器や植物に影響を与え、光化学スモッグの主な原因になります。



図：二酸化硫黄（日平均値の2%除外値）の経年変化  
資料）福岡県環境部環境保全課

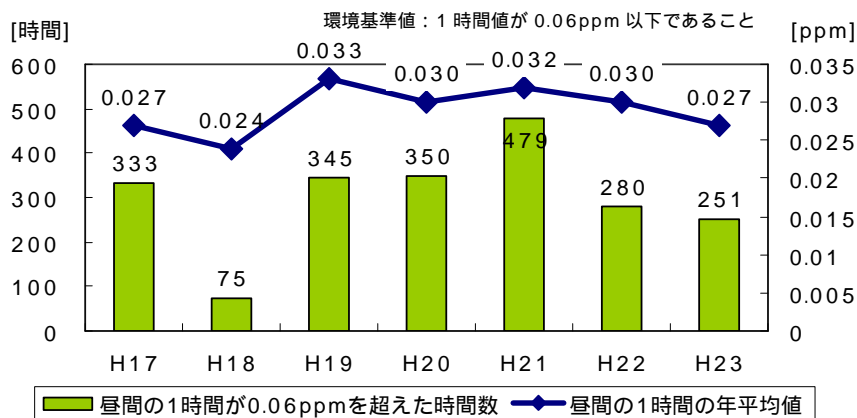


図：二酸化窒素（日平均値の年間98%値）の経年変化  
資料）福岡県環境部環境保全課



図：浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）の経年変化  
資料）福岡県環境部環境保全課

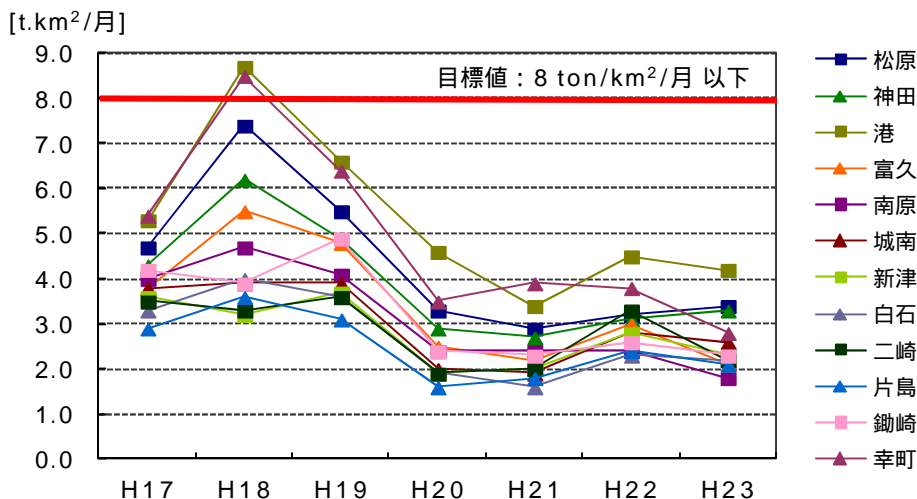
<sup>12</sup> ppm (parts per million): 大気などに微量な物質がどれだけ含まれているかを表す単位のこと。気体の場合は体積比（その他の場合は重量比）で、100万分の1を意味します。主に大気中におけるNO<sub>2</sub>やSO<sub>2</sub>などの大気汚染物質の濃度を示す単位として用いられます。



図：光化学オキシダントの経年変化

資料) 福岡県環境部環境保全課

町では独自に町内 12ヶ所で毎月、降下ばいじん<sup>13</sup>の測定を行っています。降下ばいじんの環境基準はありませんが、町では年平均値 8 (ton/km<sup>2</sup>/月) 以下を目標としており、平成 23 年度は全地点で目標値を達成しています。



図：降下ばいじん測定結果 (各地点の年平均値)

資料) 苅田町環境保全課

<sup>13</sup> 降下ばいじん：大気中に排出されたばいじんや風により地表から舞い上がった粉じんなどのうち、比較的粒径が大きく重いために大気中で浮かんでいられずに落下(降下)するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するもの。比較的簡易な測定方法で大気汚染の状況を知ることができます。

## 騒音・振動・悪臭

騒音・振動については、本町では、環境騒音・道路騒音に関する定期的な調査は実施していません。国が実施する「道路環境センサス（全国道路・街路交通情勢調査）」によると、国道10号線（与原、二崎の2地点）において騒音レベルは70dB前後となっています。

平成18年3月に供用が開始された北九州空港は、海上空港であり、生活空間からは離れているため、航空機による騒音・振動問題は発生していません。

悪臭については、平成20年度に臭気指数<sup>14</sup>規制を導入しました。

## 指標

	名称	現況値 (平成23年度)	目標値 (平成35年度)
環境指標	大気汚染の環境基準適合状況 <sup>1</sup>	100%	100%
	降下ばいじんの目標達成状況 <sup>2</sup>	100%	100%
	公害苦情件数（騒音・振動・悪臭）	9件	現況値より減少
取組指標	協定に基づく事業所ばい煙測定回数	1回/年	1回/年

1 大気汚染の環境基準適合状況 = 二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の環境基準達成の割合  
なお、光化学オキシダントについては、全国的に環境基準を達成できていない状況であり、町独自の対策を実施することも困難であるため、環境指標には設定せず、経年変化の把握のみ行うこととします。

2 降下ばいじんの目標達成状況 = 測定地点数に占める目標達成地点数の割合

### コラム PM2.5 を測定しています

PM2.5 とは、大気中に浮遊している 2.5 $\mu$ m（1 $\mu$ m は 1mm の千分の 1）以下の小さな粒子のこと。髪の毛の太さの 1/30 程度と、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10 $\mu$ m 以下の粒子）よりも小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

苅田町内でも、平成25年1月からPM2.5の測定を開始しており、測定結果は、福岡県のホームページ「福岡県の大気環境状況」で、確認することができます。

平成25年3月9日からは、PM2.5の濃度が、暫定的な指針値である日平均値70 $\mu$ g/ $m^3$ を超えると予想される場合に、福岡県が注意喚起を行うことになりました。

注意喚起がされた場合は、以下を行動の目安にしてください。

不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしてください。

換気や窓の開閉を最小限にし、屋内への外気の侵入をできるだけ少なくしてください。（呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等は、より慎重な行動を心がけてください。

【参考】環境省ホームページ「微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報」

<sup>14</sup> 臭気指数：人間の嗅覚を用いて、悪臭の程度を数値化したもので、採取した空気を臭気が感じられなくなるまで、無臭空気（水の場合は無臭水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から算出されます。人間の嗅覚を用いて測定するため、多種多様なにおいや複合臭に対応でき、住民の被害感覚と一致しやすいという特徴があります。

## 取組の方向性

### 2-1 大気環境を保全する

本町の大気環境は、概ね良好な状態ですが、近年、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）が全国的な課題となっています。また、本町では今後、人口増加や自動車道の整備に伴い、交通量の増加等による環境負荷の増大が懸念されます。

そのため、今後も継続して大気環境のモニタリング等を行い、問題の未然防止に努めます。

また、工場・事業所に対しては、必要に応じて助言、指導を行う等、大気汚染の発生・拡大の未然防止に努めます。



PM2.5 測定機器

#### 主な施策

- 大気環境の監視・情報提供
- 工場等の固定発生源対策
- 自動車排出ガス対策

#### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	・日々の暮らしの中で発生する大気環境への負荷を最小限にとどめます（例：停車時のアイドリングストップ、野焼きをしないなど）。
事業者	・事業活動によって発生する大気汚染物質（ばい煙など）の低減・管理に努めます。 ・排気ガスの放出が過剰にならないように車を適正に管理します。
行政	・県と連携して大気環境の監視を行うとともに、その結果を広報かんだや町ホームページ等を通じて、わかりやすく公表します。 ・大気汚染物質の排出源となる工場・事業所に対して、環境保全協定等に基づき、助言や指導を行います。 ・光化学オキシダント情報の提供を行うとともに、主要発生源である揮発性有機化合物（VOC） <sup>15</sup> について、県が進める排出対策の情報提供・啓発を行います。

<sup>15</sup> 揮発性有機化合物（VOC）：トルエン・キシレン等、揮発性を持つ化合物の総称で、塗料・印刷インキ・接着剤・洗浄剤・ガソリンなどに含まれています。大気中の光化学反応により、光化学スモッグを引き起こす原因物質の1つと考えられています。

## 2-2 騒音・振動・悪臭・有害化学物質による汚染を防ぐ

自動車交通による騒音・振動や屋外焼却に伴う悪臭などの汚染や被害を未然に防止するため、情報提供などを通じて町民の環境配慮への理解を高めていきます。また、必要に応じて工場・事業所等の監視や普及啓発、問題発生箇所への対応などを行います。

また、私たちを取り巻く生活環境には多くの化学物質があり、アスベストやダイオキシン類等の有害物質による汚染が問題となっています。町民が安全で安心して生活できるよう、法令に基づく化学物質の適正な管理を進めます。今後、新たに化学物質に関連する問題が発生した場合は、リスク管理の観点から調査や情報収集を行い、町民への情報提供に努めます。

### 主な施策

- 自動車騒音・振動の監視
- 工場・事業所等への助言・指導
- 化学物質の適正な管理のための助言

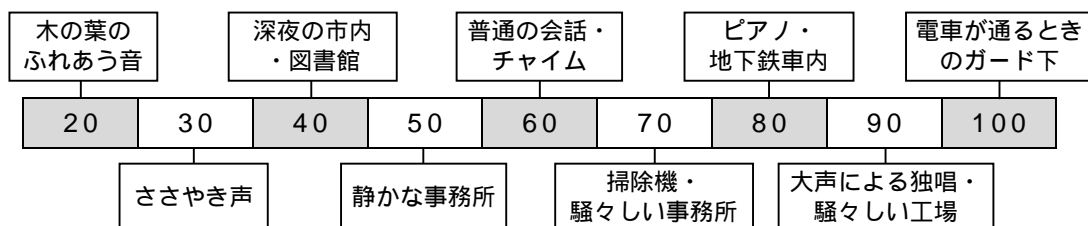
### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々の暮らしの中で、過度な騒音、振動、悪臭などの原因となる行為を慎みます。</li> <li>自宅でのごみの焼却処理を行いません。</li> <li>行政や事業者が発信する有害化学物質などの情報への関心を高めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動に伴い発生する騒音・振動・悪臭の低減に努めます。</li> <li>事業活動において使用する化学物質の適正な管理に努めます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音・振動・悪臭等の環境負荷の発生を抑制するため、必要に応じて工場・事業所等への監視指導および啓発を行います。</li> <li>有害化学物質（放射性物質含む）について、日頃から情報の収集・提供を行うとともに、汚染等の問題が発生した場合は福岡県をはじめとする関係機関と連携し、迅速に対応します。</li> </ul>

### コラム 騒音とは

騒音とは、「人が聞いて好ましくない人工の音」の総称です。騒音の影響は音の大きさだけでなく時間帯、生活環境、その人の音に対する感受性、心身の状態などに左右され、自動車や電車、工事の音、街頭スピーカーやカラオケの音などはしばしば問題となります。人間の耳に感じる音の大きさを騒音レベルといい、単位「デシベル」で表します。

身近な音と騒音レベル（単位：デシベル）





### 基本目標③

## ごみ：ごみを減らし、資源が循環するまち

### 将来のまちの姿

ものを大切にし、ごみを出さないライフスタイルが定着しています。人々は自分で買い物袋を持って買い物に行きます。また、事業者はごみとまらない製品・容器づくりに取り組み、お店ではそれらの商品・サービスが多数提供されています。

資源の再利用が進み、びんや缶、紙のリサイクルが当たり前になっています。さらに、生ごみも堆肥などの資源として活用されています。

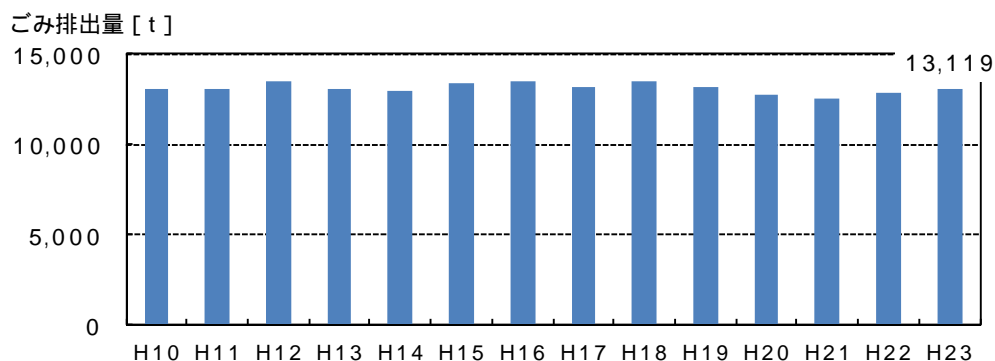
使わなくなった家具や家電も、リサイクル業者などを通じて修理・再生が行われたり、リユース品として売買されたりして、ごみの発生が少ないしくみができています。

### 現状と課題、これまでの取組

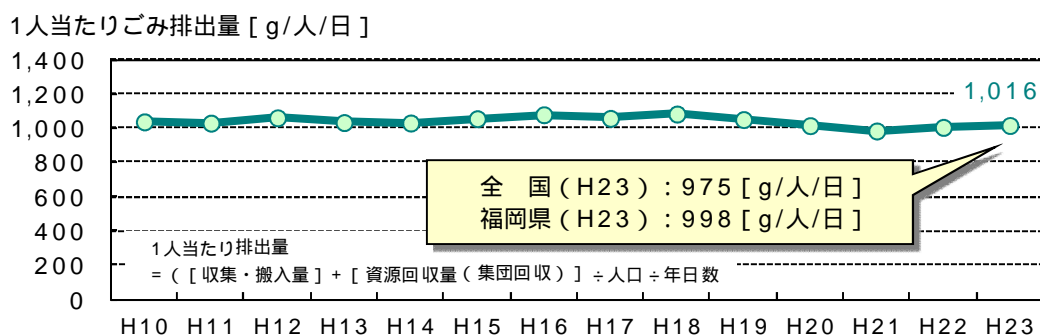
#### ごみ排出量

ごみの排出量は、13,119t（平成23年度）で、横ばいの傾向が続いています。

しかし、町民1人当たりのごみ排出量は、増加こそしていないものの、全国や福岡県と比較しても多く、町民個人レベルで排出削減が進んでいるとは言えません。今後、個人レベルでのごみ減量を積極的に進める必要があります。



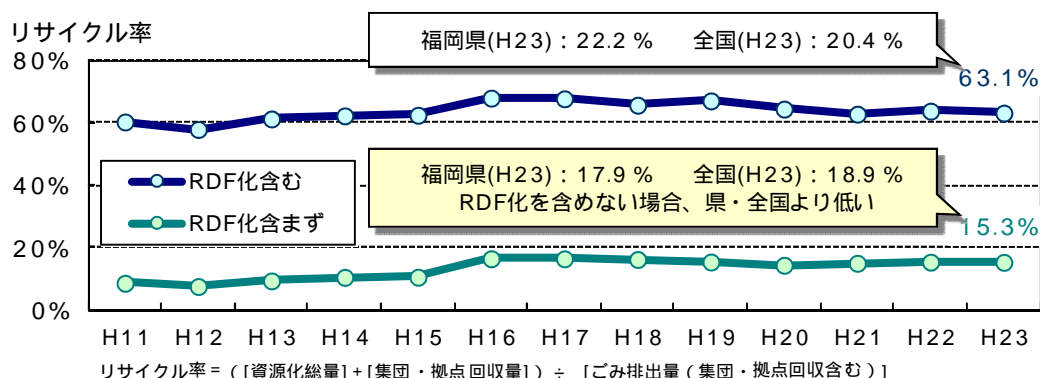
図：ごみ排出量の推移



図：1人当たりごみ排出量

## リサイクル率

リサイクル率は、63.1%と高い水準となっています。資源化物に占める RDF<sup>16</sup>の割合が約 8 割であり、RDF 化による効果がりサイクル率を押し上げています。ただし、RDF 化を含まないリサイクル率は、全国や福岡県と比較して低い水準にとどまります。



図：リサイクル率（実績）

ごみ排出量の 6 割を家庭系可燃ごみが占めますが、家庭系可燃ごみの約 1 / 3 は資源化可能なごみ（その多くは紙ごみ）<sup>17</sup>です。町民における分別の取組には改善の余地があります。

平成 25 年 6 月から、「かんだ環境会議（前計画における町民で構成された計画推進組織）」の提案と協力により、紙ごみ（新聞・雑誌・ダンボール等）の拠点回収が実施されています。この事例のように、ごみに関する情報公開や議論の場を多くつくり、町民・各種団体、事業者、行政の協働で取組を進めていくためのしゅみを強化することが重要です。

## ごみ処理経費

1 人当たりのごみ処理経費は高く（全国平均の 1.7 倍）、その約 60% を RDF 製造・処理費が占めています。しかし、RDF は、平成 18 年度以降、有償から逆有償での引取りへ変更となり、現在、金銭的価値のある有価物となっていません。

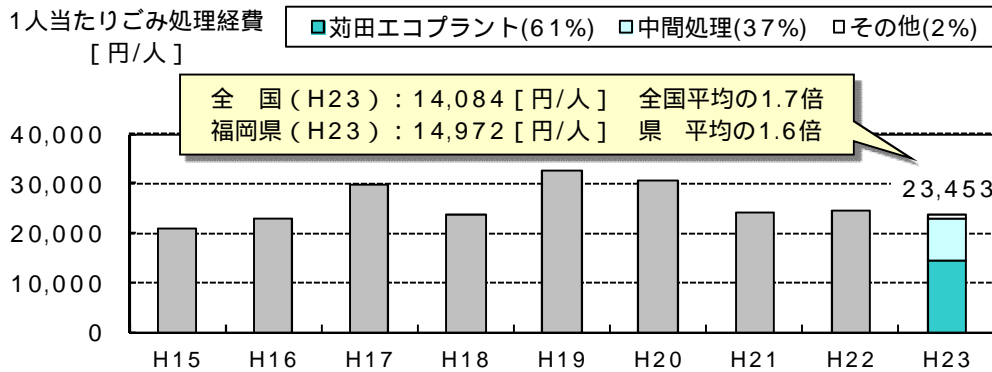
RDF 化は、再資源化に寄与するものの、ごみ処理経費を圧迫しています。平成 36 年に苅田エコプラント<sup>18</sup>が施設寿命を迎えますが、できるだけ早期に、今後の処理システムを検討・選択する必要があります。

財政健全化は、町政全体の課題です。日々のごみ処理コストの低減努力に加え、ごみ処理経費の高さへの認知が広がり、必要な施策をスムーズに実行に移すための社会的な合意形成を図る必要があります。

<sup>16</sup> RDF：ごみ固化燃料（Refuse Derived Fuel）のこと。生ごみ・廃プラスチック、紙ごみなどの可燃性のごみを、粉碎・乾燥した後、生石灰を混合して、圧縮・固化したものを指します。乾燥・圧縮・形成されているため、輸送や長期保管が可能となり、熱源として利用されています。

<sup>17</sup> 「苅田町家庭系可燃ごみ組成調査報告書」（平成 23 年度）による。

<sup>18</sup> 苅田エコプラント：町のごみ処理施設のこと。町内で発生する家庭系及び事業系一般廃棄物（産業廃棄物を除く）の RDF 化を行っています。



図：1人当たりごみ処理経費

## ごみ袋無料配布

本町はごみ袋を無料配布しています（なお、県内で無料配布の自治体は本町のみ）。このことが、ごみ減量に対する動機を削いでいる点は否めません。有料化の導入も含めたごみ減量に向けた議論、検討を町全体で進め、ごみ減量に取り組むことが必要です。

## 指標

	名称	現況値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 35 年度)
環境指標	町民 1 人 1 日あたりのごみ排出量 <sup>1</sup>	1,016g/人/日	914g/人/日
	ごみのリサイクル率 (RDF 化除く) <sup>1</sup>	15.3%	25%
取組指標	紙ごみの拠点回収の箇所数	6 箇所 <sup>2</sup>	16 箇所
	集団回収登録団体数	46 団体	60 団体

1 「苅田町一般廃棄物処理基本計画」(平成 26 年 3 月) と共通の指標

2 現況値は平成 25 年度 (事業開始が平成 25 年 6 月のため)

### コラム 資源回収 BOX を設置しています

本町では、これまで紙類を燃やせるごみとして回収していましたが、平成 25 年 6 月より、各公共施設に資源回収ボックスを設置して、紙ごみ (新聞・雑誌・段ボール等) の回収を開始しました。

設置場所は、苅田町役場 (東口玄関)・北公民館・中央公民館・小波瀬コミュニティセンター・総合福祉会館・西部公民館の 6 ヶ所ですが、今後、設置箇所数の拡大も検討していきます。

資源の有効活用のため、紙ごみの資源回収にご協力をお願いします。

## 取組の方向性

### 3-1 ごみ減量を推進する

ごみ減量・リサイクルの取組の考え方に、リデュース（Reduce：発生抑制）リユース（Reuse：再利用）リサイクル（Recycle：再生）という3Rがあります。これは取組の優先順位を表すものでもあり、まずは、リデュースを優先することが重要です。そのため、本町のごみ排出量のうち約6割を占める家庭系可燃ごみや、事業所から出されるごみの削減の啓発を継続して行うとともに、ものを大切にするライフスタイルの普及を図ります。

また、ごみ有料化は、ごみ減量のための有効手段として、多くの自治体が採用していますが、本町においても、将来の選択肢のひとつです。今後、ごみ有料化について検討をはじめるとともに、ごみ有料化が実施されない場合も、ごみの収集システムがより効果的なものとなるよう、変更を検討・導入していきます。

#### 主な施策

- 家庭から出るごみの減量
- 事業所から出るごみの減量
- ごみ有料化に関する検討の着手

#### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・買うべきものをよく吟味し、本当に必要なもの以外は購入しないよう心がけます。また、長期間利用できる製品を優先して購入します。</li><li>・買い物の際はマイバックを持参します。また、できるかぎり、店に対し簡易包装を要請します。</li><li>・家具や電化製品などは、メンテナンスを行い、できるだけ長く使うように努めます。</li><li>・生ごみの水切りを徹底するなどし、家庭から出すごみの重量を減らします。</li><li>・本町のごみ排出の課題（1人当たり排出量が多いことなど）について、行政からの情報に耳を傾け、理解を進めます。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・生産工程の改善によるごみ減量など、事業活動に伴い発生するごみを減らします。</li><li>・簡易包装に努めるなど、家庭ごみの減量に寄与する取組を進めます。また、自社だけではなく他の事業所と連携した取組も検討します。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・町民に対し、家庭でできるごみ減量の取組について情報提供を行います。また、家庭でのごみ減量を支援する制度を検討・実施します。</li><li>・事業所に対し、ごみ減量やリサイクル対策など実施可能な取組について、インターネット等を活用し、情報提供を進めます。</li><li>・ごみ有料化に関する全国自治体等の動向に注目し、情報収集や分析に努めます。また、ごみ有料化によらない取組についても情報収集や検討を行います。</li></ul>

## 3-2 ごみの分別・リサイクルを推進する

ごみを出さない工夫をしても、不要物はどうしても発生してしまいます。現在、本町ではかん・びん・ペットボトルなどの資源回収を行っており、今後も引き続き、これらの取組を進めていきます。また本町では、可燃ごみを減量し、さらなるリサイクルの取組を推進するため、平成 25 年度からは新たに、紙ごみ（新聞・雑誌・段ボール等）の分別拠点回収を開始しています。開始から間もないため、現時点では町民の認知度が低いことから、今後、各種団体等との連携によって、普及・浸透に取り組んでいきます。

さらに、ごみとして捨てられるものの中には、修理したり、他の人へ譲ったりすることでまだ使えるものもあります。このようなものを再使用する（リユース）取組を支援します。

### 主な施策

- 分別・リサイクルの推進
- 紙ごみの拠点回収の推進
- リユースの推進

### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源ごみを出す際には、分別ルールを守るとともに、不純物が混入しないよう心がけます。</li> <li>・地域団体による集団回収や、紙ごみの拠点回収などを利用します。</li> <li>・商品を購入する際は、グリーン購入<sup>19</sup>の考え方にに基づき、再生資源を使ったものを優先して選択します。また、フリーマーケット・バザー・リサイクルショップなどを有効に活用します。</li> <li>・各種団体は、ものを長く大切に使うことの意識啓発や、修理方法などを広めるイベントや講座、紙ごみの拠点回収への協力などに取り組みます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【一般】事業活動に関連するリサイクル関連法令を遵守します。</li> <li>・【一般】事務用品や機器等の購入にあたっては、中古品も含めて検討します。</li> <li>・【製造業】グリーン購入の考え方にに基づき、製品の原材料として再生資源をできるだけ活用するとともに、リサイクルの容易さにも配慮した商品設計・製造を行います。</li> <li>・【小売業者】町民との接点が多い事業者（例：スーパーマーケットや商店街など）は、資源物の店頭回収（紙ごみの回収拠点設置含む）に協力します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物（かん、びん、ペットボトル・紙ごみ）の分別収集・リサイクルを行います。また、既存地域団体などの各種団体に対しても、集団回収制度を普及します。紙ごみの拠点回収は、認知度向上に努めます。</li> <li>・「ふるさと苅田地産地消フェア」などのイベントの際、フリーマーケット・バザーなどを設置するよう努めます。また、各種団体によるフリーマーケットや、事業者によるものの修理など、リユースの取組を支援します。</li> <li>・庁内で使用する物品の調達にあたっては、グリーン購入の考え方にに基づき、再生資源を使った製品の購入に努めます。</li> </ul>

<sup>19</sup> グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考えるとともに、環境負荷が少ないものを選択すること。購入者自身の環境配慮のみならず、環境負荷の少ない製品やサービスの開発・普及を促し、経済活動全体を環境負荷の低いものへ変えていく点からも重要です。

### 3-3 ごみについて考える機会を増やす

ごみ減量・リサイクルの効果を上げるためには、実際の行動主体である町民・事業者自身における動機づけや意識向上が必要です。そのためには、町民・各種団体、事業者に対し、本町のごみ減量・リサイクルの実態の公開や実行可能な取組の例示など、動機づけや意識向上のきっかけとなる情報を提供することが必要です。そのため、町民・各種団体、事業者、行政が協力し、ごみに関する情報発信を充実します。

また、ごみ分野について学べる機会があることが重要です。公民館講座や環境関連の学習講座や小中学校において、ごみをテーマとして取り上げることで、ごみについて学ぶ機会を増やします。

#### 主な施策

- ごみに関する情報発信の充実
- ごみに関する環境教育・学習の充実

#### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量やリサイクルに関する情報（例：本町のごみ排出の課題や、家庭で実行できる取組等）を積極的に入手し、ごみ減量・リサイクルへの意識・理解を高め、家庭での取組に反映します。</li> <li>・家族や所属する団体・コミュニティ間で情報を共有し、取組の輪を広げます。</li> <li>・行政等から提供される学習機会を積極的に活用し、理解を深め、日頃の活動に反映します。</li> <li>・各種団体は、ごみ減量・リサイクルの学習の充実に協力します。（例：専門的知識をもつ人材の提供、イベント等の企画協力など）</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量やリサイクルに関する情報（例：本町のごみ排出の課題や、事業所で実行できる取組等）を積極的に入手し、自社の取組に反映します。</li> <li>・自社が行っている取組について、他事業者等が参考にできるよう、情報公開を積極的に行います。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町のごみ排出の課題（1人当たり排出量が多い、ごみ処理経費が高いこと等）について、町民等に対し、情報提供を積極的に行います。</li> <li>・町民や事業者に対し、具体的に実施できる取組についての情報を提供します。日ごろから、各種団体や先進的取組を行う事業者等とのネットワークを構築し、情報収集の際に活用します。</li> <li>・町の施策に協力し、取組の先導的役割を担う人材を発掘します（例：ごみ・リサイクル分野で活動する各種団体や、先進的取組を行う事業者、専門的知識をもつ町民（例：行政OB）など）</li> <li>・ごみ処理施設の見学を積極的に進めます。</li> </ul>

### 3-4 ごみ処理システムを改善する

収集・運搬・処理方法などを含めた本町のごみ処理システムについて、適正に運用・実施します。さらに、ごみ行政をとりまく状況の変化を迅速に察知・予測し、環境負荷及びコスト削減の観点から、より適切なものへ逐次改善していきます。

また、本町のごみ行政が直面している大きな課題として、RDF 処理コストが高いこと、及び苅田エコプラントが今後約 10 年で施設寿命を迎えることが挙げられます。これらは、ごみ処理システムの根本にかかわるため、一朝一夕で改善策が見つかるものではなく、長期的に取り組んでいくべきものです。

そのため、「苅田町一般廃棄物処理基本計画（平成 26 年 3 月策定）」に基づき、現在の苅田エコプラントの施設寿命以降を見据え、本町に適したごみ処理システムについて、現段階から検討を進めていきます。



苅田エコプラント

#### 主な施策

ごみ処理システムの適正運用と改善  
新たなごみ処理体制に向けた検討の着手

#### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ排出量をできるだけ減らすとともに、ごみ出しルールを守ります。自治会等は、町民に対するごみ出しルールの徹底を周知します。また、不法投棄など、不適正な処理は行いません。</li> <li>・行政がごみ処理システムの課題への対応策を検討・実施する際には、積極的に協力します。（例：新たな制度の導入、実証実験への協力など）</li> <li>・本町の特徴である RDF 処理について、行政から出される情報等に基づき、メリット/デメリットを認識し、将来、行政より新たなごみ処理システムの案（あるいは検討機会）が出された際には、パブリックコメントや説明会等に参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ排出量をできるだけ減らすとともに、ごみ・リサイクル関連法令を遵守します。また、不法投棄など、不適正な処理は行いません。</li> <li>・行政がごみ処理システムの課題への対応策を検討・実施する際には、積極的に協力します。（例：実証実験への協力、人材や情報の提供など）</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状のごみ処理システムを適正に運用します。また、ごみ処理システムに運用上の課題が生じた場合、町民・各種団体、事業者と協力しながら対応策を検討・実施し、システムの改善に努めます。</li> <li>・現状の苅田エコプラントが抱える課題や施設寿命（約 10 年後）を見据え、本町に適した処理システムについて、現段階から検討に着手します。</li> </ul>

## 基本目標4

みどり・生き物：みどり豊かな自然や生き物とふれあい、育むまち

### 将来のまちの姿

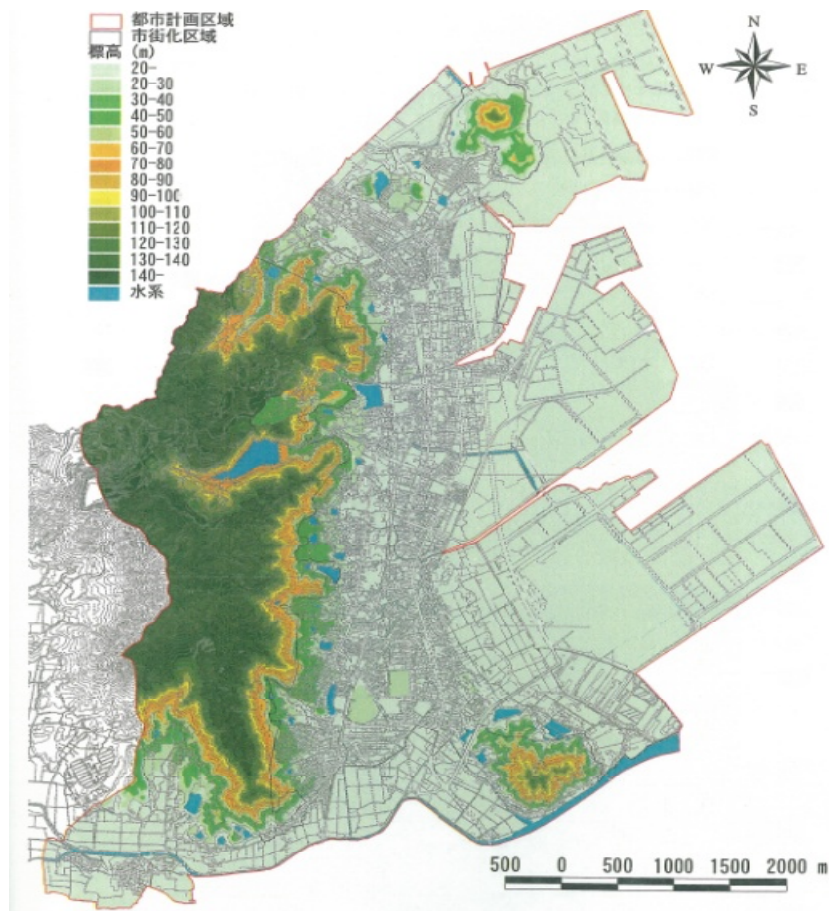
高城山をはじめとする山々は、豊かなみどりをたたえ、さまざまな動物や植物のすみかとなっており、人々が自然とふれあう場となっています。一方、海辺では、砂浜が残された白石海岸で、シーズンに潮干狩りを楽しむことができます。

また、人々はまちの生き物について学び、休日に山登りや生き物の観察に出かけるだけでなく、多くの人々が生き物を守り、育む活動に参加するようになっています。

### 現状と課題、これまでの取組

#### まちの自然資源

本町の西部は、カルスト台地で有名な平尾台に連なる山塊に囲まれ、国の天然記念物である青龍窟や貴重な草花が咲く広谷湿原、等覚寺地区の棚田など、豊かな自然が広がっています。また、中央部は標高 416m の高城山を中心とした稜線が南北に走っており、稜線の東側はゆるやかに傾斜して、市街地から周防灘へと続いています。



図：菊田町の地形

資料)「緑の基本計画」(菊田町、平成16年3月)



等覚寺地区の棚田は、地域の誇りとして、地域団体などによって環境保全活動が行われている身近な自然がある場所として、平成 19 年に福岡県の「快適な環境スポット 30 選」に選ばれています。

また、周防灘に面する本町の海岸部は、コンクリート護岸となっており、昔の面影が感じられるのは砂浜が残る白石海岸のみとなっています。松山城跡や二先山に代表される海拔 100m 前後の丘陵群が点在しており、工業地帯の中で緑のランドマークとなっています。

### 動植物、自然とのふれあい

これまで町では、河川の生き物調査など、自然とふれあう機会を提供してきましたが、動植物に関して専門知識のある人材がおらず、動植物の調査や町民の自然とのふれあいはあまり進んでいません。

一方、平成 15 年度に町が作成した「KANDA 自然観察ガイド」には、本町の自然環境の歴史、多様な生き物の暮らし、町内各地の生態系の調査結果等がまとめられています。今後はこれらの自然資源の情報を活用して、まずは町民に本町の自然や生き物について知ってもらうことが重要です。



等覚寺地区の棚田



青龍窟



飛龍の滝

## 指標

	名 称	現況値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 35 年度)
環境指標	森林面積 <sup>1</sup>	1,652ha <sup>2</sup>	現況値を維持
	耕地面積	570ha <sup>3</sup>	現況値を維持
	自然環境に満足している町民の割合( )	19.5%	現況値より増加
取組指標	殿川のホタル確認数	65 頭	500 頭
	自然観察会等の実施回数	1 回	2 回

( )は「第 4 次苅田町総合計画」と共通の指標。総合計画に基づく町民アンケート調査は 2 年に 1 回実施。

1 森林面積 = 農林水産省が 5 年ごとに実施する「農林業センサス」によって把握。

2 現況値は平成 22 年度の値。

3 現況値は平成 24 年度の値。

## 取組の方向性

### 4-1 山・里山・川・池・海を守り、生き物を大切にする

本町は、高城山をはじめとする山、白石海岸の海、中小の河川、棚田や池といった多様な自然の要素を有しています。これらの自然資源は、水源涵養や CO<sub>2</sub> の吸収など多面的な環境保全機能をもつ、私たちの生活を豊かにするかけがえのない財産であるとともに、貴重な生き物の生息環境でもあります。

そのため、森林法や自然公園法などの法制度を活用し、骨格的な自然環境を保全するとともに、保護と利用の両面から適切な管理を行い、将来世代へ引き継いでいきます。



砂浜が残る白石海岸

#### 主な施策

山・里山・池・川・海などの骨格的な自然環境の保全  
生き物の生息環境の保全

#### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然環境の保全やホタル等の生き物の生息環境の保全活動に取り組みます。</li><li>・身近な生き物に興味を持ち、生き物の生息環境を保全します。</li><li>・外来種による地域固有の生態系への影響を認識し、飼えなくなった生き物を野外に放しません。</li><li>・各種団体は、植樹やホタルの保護増殖活動などの自然環境の保全・再生のイベント等を企画・実施します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政や各種団体等が行う生き物の生息環境の保全活動に参加・協力します。</li><li>・野生生物が生息する場所において開発行為等を行う場合は、各種法令等に基づき、影響を最小限にとどめるための措置を行います。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・法制度に基づき、森林等の骨格的な自然環境の適切な管理を行うとともに、生き物の生息環境を保全します。</li><li>・野生生物が生息する場所での開発行為は、その影響を低減・回避するための措置を行うよう、助言・指導を行います。</li><li>・河川工事の際は、多自然川づくり<sup>20</sup>など自然環境に配慮した整備を行います。</li></ul>

<sup>20</sup> 多自然川づくり：河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。平成 18 年度に国土交通省が「多自然川づくり基本指針」を策定しています。

## 4-2 自然とのふれあいを促進する

本町の多様な自然を守り育てていくためには、自然や良好な環境に対する豊かな感性を身につけ、自然への理解を深めていく必要があります。特に幼いころの自然体験は人格形成の点でも重要です。しかし、「苅田町の環境に関する町民アンケート調査（平成 24 年度）（以下、町民アンケート）」によると、町民の「自然や生き物に親しむ場所や機会に対する満足度」が低くなっています（73 頁参照）。



二崎地区に飛来するアサギマダラ

まずは、町民に本町の自然や生き物の素晴らしさを知ってもらうため、わかりやすく情報を発信していきます。また、日常生活だけでなく、観光や学習のフィールドとして、豊かな自然とふれあう機会をつくり、自然の恵みを実感する取組を推進します。

### 主な施策

- 自然とのふれあいの機会の提供
- 生き物・自然環境に関する情報発信の充実

### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境を知る・ふれあう機会を持つように心がけます。</li> <li>・自然環境の保全活動に取り組むとともに、自然観察会等に積極的に参加します。</li> <li>・各種団体は、町民等がさまざまな自然とふれあう機会を提供します（例：自然環境の保全活動、自然観察会など）。また、活動を通じて入手した生き物・自然環境に関する情報を行政と共有します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【観光事業者】行政等との連携により、本町の自然資源を活かした体験型観光や自然散策を楽しめるようプログラム開発を行います。</li> <li>・【農林水産事業者】自然体験学習や体験型観光に協力します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察会などのイベントを各種団体等との連携で実施します。</li> <li>・町内の生き物情報を町民にわかりやすく発信します。</li> <li>・来訪者が体験型観光や自然散策を楽しめるよう、プログラム開発や受け入れ体制の整備を行います。</li> </ul>

## 基本目標5

まちなみ：まちなかのみどりと親しみ、自然と調和した美しいまち

### 将来のまちの姿

まちなかには花や街路樹が多くあり、散歩する人や公園で遊ぶ子どもが増えています。また、ごみや空き缶のポイ捨てがなくなり、清潔で快適な美しいまちなみとなっています。

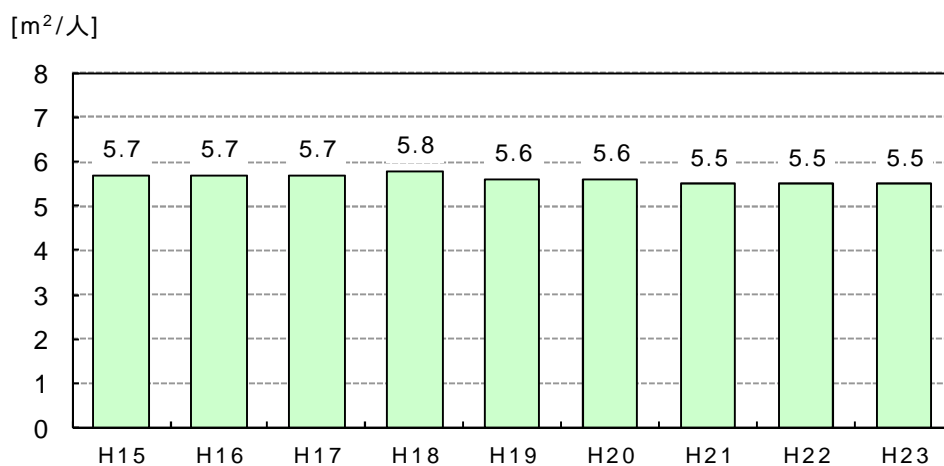
自然と調和したまちなみ景観が形成されており、人々は快適で潤いのある暮らしを営んでいます。

### 現状と課題、これまでの取組

#### 身近なみどり

本町では、平成16年3月に「緑の基本計画」を策定し、緑の将来像として「身近な緑あふれるまち かなだ」を掲げ、緑の保全、公園緑地の整備、緑化の推進などに取り組んできました。

苅田町都市公園条例に基づく町民1人当たりの都市公園面積は5.4㎡（平成24年度）です。人口が微増傾向であるため、数値は横ばいで推移していますが、将来は町民1人当たり10㎡を目標としています。



図：町民1人当たりの都市公園面積の推移

#### まちの美化

快適な住みよい町づくりと地域住民が身近な美化活動を通して美化と環境問題への意識啓発を図るため、年に2回「環境美化の日」を設け、町内一斉清掃を実施しています。

平成21年度からはボランティア活動を通じて公園等に花を植えて環境美化に取り組む「花いっぱい運動<sup>21</sup>」を開始し、年々参加者は増加しています。

<sup>21</sup> 花いっぱい運動：ボランティア活動を通じて道路や公共施設に花を植えて環境美化に取り組む際、園芸資材（花苗、プランター、培養土等）を配布する制度のこと。本町では平成21年度から実施しています。

## 景観づくり

本町には、内尾薬師、殿川ダム、等覚寺の棚田、白川地区の田園風景など、優れた自然景観が残されています。

京築地域の景観の保全・形成・活用を総合的に進めるため、平成22年5月に「京築広域景観テーマ協定<sup>22</sup>」が締結されました。同協定に基づき、平成23年12月には「京築広域景観計画<sup>23</sup>」が策定されました。今後は、同計画のもと、自然景観については次世代へ守り伝え、市街地や工業地帯では、環境と調和した良好な景観づくりに取り組む必要があります。

## 歴史的・文化的資源の活用

本町には、国指定史跡の石塚山古墳や御所山古墳、等覚寺の松会や苅田山笠など、多数の歴史的・文化的資源が残されており、17件が文化財に指定されています(平成26年3月現在)。これまで、広報かんだや町ホームページを通じた文化財の紹介や「かんだ郷土史研究会」との連携で歴史・文化財関連の講座などを行ってきました。

## 指標

	名称	現況値 (平成23年度)	目標値 (平成35年度)
環境指標	町民1人あたりの都市公園面積	5.4 m <sup>2</sup> /人	10 m <sup>2</sup> /人
	住環境に満足している町民の割合( )	18.7%	現況値より増加
取組指標	環境美化の日のごみ回収量	589.1t	現況値より減少
	花いっぱい運動への参加団体数	19団体	50団体
	歴史・文化財関連の講座・イベント <sup>1</sup> の実施回数	15回	18回

( )は「第4次苅田町総合計画」と共通の指標。総合計画に基づく町民アンケート調査は2年に1回実施。

<sup>1</sup> 歴史・文化財関連の講座・イベント＝「かんだ郷土史研究会」との連携等によって実施する講座・イベントのうち、歴史的・文化的資源を直接、鑑賞等で活用するもの(例：まち歩き等)

<sup>22</sup> 京築広域景観テーマ協定：京築地区7市町(行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町)の区域を対象として、自然や地域で育まれてきた魅力的な景観を一体的に保全・活用することを目的とした協定のこと。地域団体・NPO、市町、県、国の関係機関等、50団体が協定を締結しています。

<sup>23</sup> 京築広域景観計画：京築地域の良好な景観を守り育てるため、福岡県が景観法に基づいて策定した計画のこと。計画では、広域的な景観形成に影響のある一定規模以上の行為を届出対象とし、景観形成基準への適合を求めています。また、京築地域に多数存在する自然や歴史などの景観資源の保全・活用を推進することとしています。

## 取組の方向性

### 5-1 身近なみどりを増やす

これまで本町では公園の整備・管理等を行い、まちなかの緑化を進めてきましたが、町民アンケートによると「身近な緑に対する満足度」や「美しいまちなみに対する満足度」は低く、評価につながっていない状況です（73頁参照）。

そのため、住宅地の庭や生け垣、事業所敷地内の緑化などを推進するとともに、公園や学校、街路などの身近な生活環境の緑化に取り組み、自然と調和した住みよいまちづくりを進めます。

また、「花いっぱい運動」をはじめとした協働の取組を取り入れながら、公園などの身近なみどりの適切な維持管理を行います。



花いっぱい運動に取り組む人々

### 主な施策

- まちなかの緑化
- 花いっぱい運動の展開
- 公園や緑地の整備

### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・自宅や地域の緑を適切に維持管理します。また、自宅の庭や地域の大木・古木などを、地域の資源として大切にします。</li><li>・ガーデニングや生け垣の設置、緑のカーテンなど、身のまわりから緑を増やします。</li><li>・「花いっぱい運動」など、環境美化活動に取り組みます。</li><li>・地域の公園管理など、公共空間の緑の維持管理に参加・協力します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所の敷地内の緑化や、建築物の壁面・屋上の緑化を行います。</li><li>・「花いっぱい運動」や地域の緑化活動に参加します。</li><li>・開発の際は、オープンスペースの確保や緑化を積極的に行います。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・「緑の基本計画」に基づき、まちなかの公園や緑地の整備などを行い、身近な緑を増やします。</li><li>・町民が公園等に花を植えて環境美化に取り組む「花いっぱい運動」を推進します。</li></ul>

## 5-2 まちをきれいにする

きれいで住み心地のよいまちをつくるには、まちを清潔に保つことや、まちの美化向上を目指して、たばこの吸い殻や空き缶等をポイ捨てしない、ペットのふんは持ち帰るといったマナーの徹底を図ることが必要です。

本町では、これまでも「環境美化の日」に町内一斉清掃を実施し、生活環境の美化を図ってきました。今後も清掃活動などを通じて「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という意識を広め、ごみのポイ捨て等のマナーを守り、不法投棄のない清潔なまちづくりに取り組みます。

### 主な施策

美化活動の推進

ポイ捨て、ペットのふんの持ち帰りなどのマナー啓発

不法投棄の監視

### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・たばこの吸い殻や空き缶などのごみを道路や川などに捨てないようにします。また、ペットのふんは持ち帰ります。</li><li>・自治会や各種団体等は定期的に清掃活動を実施します。町民はこれらの清掃活動や「環境美化の日」に行われる一斉清掃活動へ積極的に参加します。</li><li>・ごみの不法投棄を目撃したときは、行政へ連絡します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の清掃活動などに対する支援や、自主的な清掃活動を行います。</li><li>・ごみの不法投棄を目撃したときは、行政へ連絡します。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・年2回、「環境美化の日」に一斉清掃活動を実施します。</li><li>・たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨ての禁止や、ふん害防止指導員等と協力してペットのふん害防止マナーなどの普及啓発を行います。</li><li>・監視カメラや看板の設置により、不法投棄の発生防止を図ります。</li><li>・町民・事業者に不法投棄を発見した際に、町へ通報するよう協力を要請します。また、通報を受けた場合は、速やかに対応します。</li></ul>

## 5-3 良好な景観を形成する

本町ではこれまで、都市計画のほかさまざまな制度によって、適正な土地利用を図るとともに環境と調和した都市形成の推進を図ってきました。今後は平成 23 年 12 月に策定された「京築広域景観計画」に基づいて、町内の自然や歴史、文化などとの調和がとれた良好な都市景観の保全・創出に努めます。

また、本町の歴史・文化的資源は古墳や等覚寺の棚田、青龍窟など、自然環境と一体となったものが多く、これらは観光分野からも重要な資源でもあります。今後は、まちの景観資源や歴史・文化的資源に町民が親しむことで、まちへの愛着を高め、郷土の環境について考えるきっかけをつくります。



上空から見た石塚山古墳

### 主な施策

京築広域景観計画に基づくまちなみ景観の保全・創出  
景観資源や歴史・文化的資源の保全と活用

### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの景観に興味を持ち、景観資源（寺社・名木・まちなみなど）を大切にします。</li> <li>・住宅を新築・改築する際には、「京築広域景観計画」に基づき、外観や色彩を周辺のまちなみと調和したものにします。</li> <li>・まちの景観資源や歴史・文化的資源に親しみます。</li> <li>・各種団体は、町民がまちへの関心や理解、愛着を深められるよう、まちあるきや歴史探訪などのイベント・講座を開催します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所を新築・改築する際や、看板などの屋外広告物を設置する際には、「京築広域景観計画」に基づき、外観や色彩を周辺のまちなみと調和したものにします。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「京築広域景観計画」「苅田町都市計画マスタープラン」に基づき、建築物等の外観や色彩や広告物の規制・誘導等を行い、景観まちづくりに取り組みます。</li> <li>・町民が郷土の景観や歴史的・文化的資源に対して、関心・愛着を持ち、理解を深められるよう、普及啓発を行います。</li> <li>・郷土の景観や歴史的・文化的資源を、学校教育や観光振興の題材として活用します。</li> </ul>



## 基本目標⑥

# エネルギー：エネルギー問題に取り組み、地球温暖化防止に貢献するまち

## 将来のまちの姿

町民一人ひとりが、日常生活の中で省エネ行動を実践し、エネルギーの消費量が抑えられています。また、住宅・事業所・工場などの設備はエネルギー効率が高く、CO<sub>2</sub>排出量が少ないものに切り替わっています。

また、化石燃料由来のエネルギーに頼らない、太陽光や風力などの再生可能エネルギーが普及しており、自動車も電気自動車などの環境にやさしい次世代自動車が利用されています。

町内の住宅・建築物は省エネ性能に優れ、低炭素なまちが実現しています。

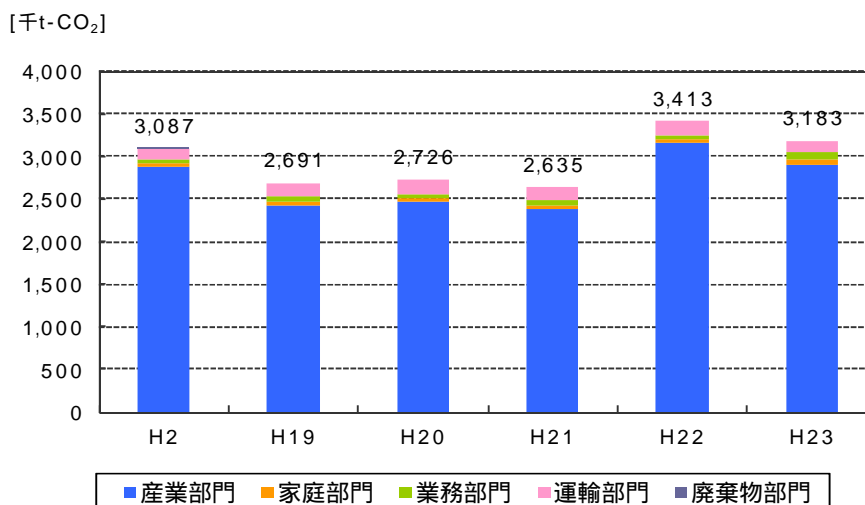
## 現状と課題、これまでの取組

### 温室効果ガス

本町の温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の合計）は、3,183 千 t-CO<sub>2</sub>（平成 23 年度）です。京都議定書で定められた基準年度（平成 2 年度）比で見ると、約 3.1% 増加しています。

近年の温室効果ガス排出量は、2,600～2,700 千 t-CO<sub>2</sub> 程度で横ばいでしたが、平成 22 年度は、平成 20 年に発生したリーマンショック後の景気後退からの回復の中で、製造業等の活動量の増加に伴い、本町の温室効果ガス排出量の 9 割を占める産業部門からの排出量が増加しました。

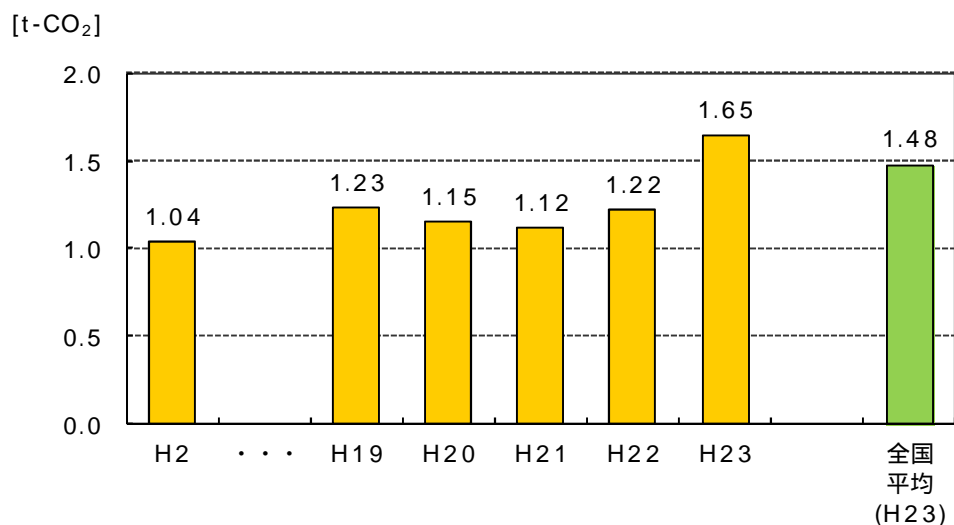
平成 23 年度は、東日本大震災の影響等により製造業の生産量が減少する一方で、火力発電の増加によって化石燃料消費量が増加したことなどから、業務部門及び家庭部門の排出が増加しています。



図：温室効果ガス排出量の推移

資料) 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト（環境省）

家庭部門における町民 1 人当たりの二酸化炭素排出量は、1.65t-CO<sub>2</sub>（平成 23 年度）で、全国平均の 1.48t-CO<sub>2</sub>（平成 23 年度）よりもやや多い状況です。



図：家庭部門における町民 1 人当たりの二酸化炭素排出量の推移  
資料）地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト（環境省）

## 再生可能エネルギー

平成 23 年度から 25 年度まで、町では住宅用太陽光発電システム設置の補助制度を実施し、再生可能エネルギーの導入を進めてきました。

### コラム エコライフをはじめよう

福岡県では、今の生活レベルを落とさずに、まず量を見直すところからはじめて、ステップバイステップで、楽しみながら、無理せず CO<sub>2</sub> を減らしていく「ふくおかエコライフ」を展開しており、その活動の一環として、「エコファミリー」と「エコ事業所」を募集しています。

エコファミリー・・・「ふくおかエコライフ応援サイト」または「ふくおかエコライフ応援 book」でお知らせする情報を参考に、電気やガス、水道使用量の削減など、家庭での省エネルギー・省資源に取り組みます。15,610 世帯が参加しています。

エコ事業所・・・県内に所在する事業所（事務所、店舗、学校、病院など）のうち、電気、自動車燃料使用量削減などの地球に優しい活動に取り組むことを宣言する事業所。県は、登録証の交付、Web サイト等での PR、低金利融資、エコアクション 21 認証取得等の支援を行います。2,853 事業所が参加しています。

みなさんも身近なところから地球温暖化防止の取組をはじめませんか。

【参考】ふくおかエコライフ応援サイト（<http://www.ecofukuoka.jp/>）

参加数はともに平成 26 年 2 月現在

## 指標

	名 称	現況値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 35 年度)
環境指標	温室効果ガス総排出量の削減率	3,183 千 t-CO <sub>2</sub>	-
	家庭部門の町民 1 人あたり CO <sub>2</sub> 排出量	1.65 t-CO <sub>2</sub>	-
取組指標	公共施設の温室効果ガス排出量 <sup>1</sup>	4,511 t-CO <sub>2</sub>	(今後設定) <sup>3</sup>
	省エネルギー・再生可能エネルギーに関する情報提供回数 <sup>2</sup>	7 回	10 回
	公共施設における再生可能エネルギー設備の導入件数(累計)	2 件	現況値より増加
	コミュニティバスの利用者数	109,273 人	現況値より増加

1 公共施設の温室効果ガス排出量 = 「第二次苅田町地球温暖化対策実行計画」(平成 21 年 3 月)と共通の指標

2 省エネルギー・再生可能エネルギーに関する情報提供回数 = 広報かんだや町ホームページ等において、省エネルギー・再生可能エネルギー設備機器の紹介や、国や県の補助金制度等の情報提供を行った回数

3 目標値は、平成 26 年度に改定予定の「第 3 次苅田町地球温暖化対策実行計画」の内容を反映し、設定します。

東日本大震災以降、原子力発電所の再稼働問題等により、国は温室効果ガス排出量削減の目標値について、見直しを行ってきました。平成 25 年 11 月に、ポーランドで開催された国連気候変動枠組条約第 19 回締約国会議 (COP19) において、日本政府は「平成 32 年までの温室効果ガスの削減目標を『平成 17 年に比べて 3.8%削減する』」ことを表明しましたが、今後、原子力発電を含むエネルギー政策のあり方が決定した後、削減目標の修正を検討することとしています<sup>24</sup>。

そのため、基本目標 6 の環境指標については、目標値の設定は行わず、数値の把握のみを行うこととします。

### コラム エコドライブを实践しよう

エコドライブとは、ムダなアイドリングをやめる等をして燃料の節約に努め、CO<sub>2</sub> 排出量を減らす運転のこと。エコドライブを实践すると、燃料消費量を 2 割程度削減できるといわれています。また、急発進や急加速をしないエコドライブは、安全運転にもつながります。

エコドライブ 10 のすすめ (平成 24 年 10 月 エコドライブ普及連絡会制定)

ふんわりアクセル「e スタート」	車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
減速時は早めにアクセルを離そう	エアコンの使用は適切に
ムダなアイドリングはやめよう	渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
タイヤの空気圧から始める点検・整備	不要な荷物はおろそう
走行の妨げとなる駐車はやめよう	自分の燃費を把握しよう

【参考】エコドライブ普及推進ポータルサイト (<http://www.ecodrive.jp/>)

<sup>24</sup> 環境省 HP「環境大臣 COP19 ステートメント (平成 25 年 11 月 20 日)」による。

## 取組の方向性

### ⑥-1 エネルギーを大切にし、効率的に使う

地球温暖化の防止には、各主体が自らの日常生活や事業活動が原因であることを自覚し、温室効果ガスの削減に主体的に取り組んでいくことが必要です。

そのため、地球温暖化防止やエネルギーの効率的な利用に関する普及啓発を充実し、町民一人ひとりがライフスタイルを見直し、省エネ行動の実践を促します。

また、家庭や事業所が LED 照明などのエネルギー効率の高い設備・機器へ切り替えたり、建物そのものをエネルギー効率の高いものへと選択していくことで、エネルギーの効率的な利用が進み、低炭素社会を実現します。

#### 主な施策

- 省エネ行動の実践
- 省エネ製品の普及
- 環境に配慮した建物の普及

#### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活の中で、省エネ行動（例：電気をこまめに消す、エアコンの設定温度を適正にするなど）を実践します。</li><li>・家電などを買い替える際は、省エネ製品を選びます。</li><li>・住宅を新築・改築する際は、高断熱化や省エネ設備の導入など、環境へ配慮します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業活動の中で省エネ行動を実践します。</li><li>・設備を更新する際は、エネルギー効率の高いものを選びます。</li><li>・工場・事業所を新築・改築する際は、高断熱化やエネルギー管理システムの導入など、環境へ配慮します。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭や事業所のできる省エネ行動や効果について情報を提供します。</li><li>・省エネ製品や環境に配慮した建物の普及啓発を進めます。</li><li>・職員一人ひとりが日常の業務の中で、省エネ行動を実践します。</li><li>・公共施設に省エネ機器・設備を可能な限り導入し、普及啓発を行います。</li><li>・防犯灯や公共施設の電灯などを高効率な照明へ更新します。</li></ul>

## 6-2 再生可能エネルギーを活用する

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、国内のエネルギー需要は逼迫し、全国的に節電の取組が行われました。また同時に、再生可能エネルギーへの人々の関心は高まり、エネルギーに対する考え方そのものが見直されつつあります。

これまでも本町では、住宅用太陽光発電システムの設置への補助などを行い、再生可能エネルギーの普及促進を行ってきましたが、今後も再生可能エネルギーの積極的な活用に取り組み、持続可能な地域社会の構築を目指します。



白川小学校校舎に設置されている  
太陽光発電施設

### 主な施策

- 再生可能エネルギーの導入促進
- 未利用地の再生可能エネルギーへの活用の検討

### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	・ 太陽光発電システムや太陽熱給湯システムなど、家庭における再生可能エネルギーの利用に努めます。
事業者	・ 太陽光発電システムの設置など、工場・事業所において再生可能エネルギーの利用に努めます。
行政	・ 太陽光、太陽熱、風力、バイオマスなど、再生可能エネルギー利用の普及啓発を行います。 ・ 施設の特性を踏まえながら、公共施設における再生可能エネルギーの利用に取り組みます。 ・ 太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー施設設置のために、未利用町有地を事業者等に貸し出すことを検討します。

## 6-3 車利用による二酸化炭素排出を減らす

本町では、自動車産業が基幹産業のひとつであり、また、日常生活においても車の利用は欠かせません。しかし今後、人口増加や自動車道の整備に伴って、交通量が増加していった際に、車1台あたりの温室効果ガス排出量を減らすことが重要になります。

そのため、車を利用するときはアイドリングストップ、急発進・急加速を行わないなど、環境負荷を低減するエコドライブの実践や、低公害車や電気自動車、ハイブリッド車など、環境にやさしい車<sup>25</sup>の導入の普及促進を行います。また、公共交通機関の利用促進を行い、環境負荷低減を図ります。



町内を走るコミュニティバス

### 主な施策

エコドライブの実践

環境にやさしい車の導入促進

公共交通機関（コミュニティバス含む）の利用促進

### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブを実践します（例：停車時のアイドリングストップ、急加速・急発進を避ける等）。</li> <li>・車を買替える際は、環境にやさしい車を優先的に選びます。</li> <li>・近くに出かける際は、徒歩・自転車を利用します。また、公共交通機関（コミュニティバス含む）を積極的に利用します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブを実践します（例：停車時のアイドリングストップ、急加速・急発進を避ける等）。</li> <li>・車を買替える際は、環境にやさしい車を優先的に選びます。</li> <li>・共同配輸送を行うなど、効率的な車利用に努めます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブの普及啓発や、エコカーの普及を進めます。</li> <li>・苅田町役場の公用車については、電気自動車やハイブリッド車等、環境にやさしい車を率先的に導入します。</li> <li>・徒歩・自転車など環境にやさしい移動手段の普及啓発を行います。また、歩行者や自転車が利用しやすい道路環境を整えます。</li> <li>・公共交通機関（鉄道、バス）の利用促進を行います。また、コミュニティバスの運営により、地域の公共交通の維持と活性化を図ります。</li> </ul>

<sup>25</sup> 環境にやさしい車：本計画では、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車のことをいいます。国が策定した「低炭素社会づくり行動計画（平成20年8月）」では、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等が次世代自動車と定義されています。

## 基本目標7

# 人：一人ひとりが環境を考え、学び、行動するまち

## 将来のまちの姿

人々は、環境に与える負荷を十分に認識し、日々の暮らしの中でごく自然に環境保全に取り組んでいます。また、子どもたちも学校で環境の大切さについて、学習を進めています。

多様な情報ツールを用いて、苅田町の環境の情報が発信されており、いつでも確認することができます。

また、環境保全活動を通じて、町民・各種団体、事業者、行政がネットワークでつながり、活発なコミュニケーションが行われています。

## 現状と課題、これまでの取組

### 環境教育・意識啓発

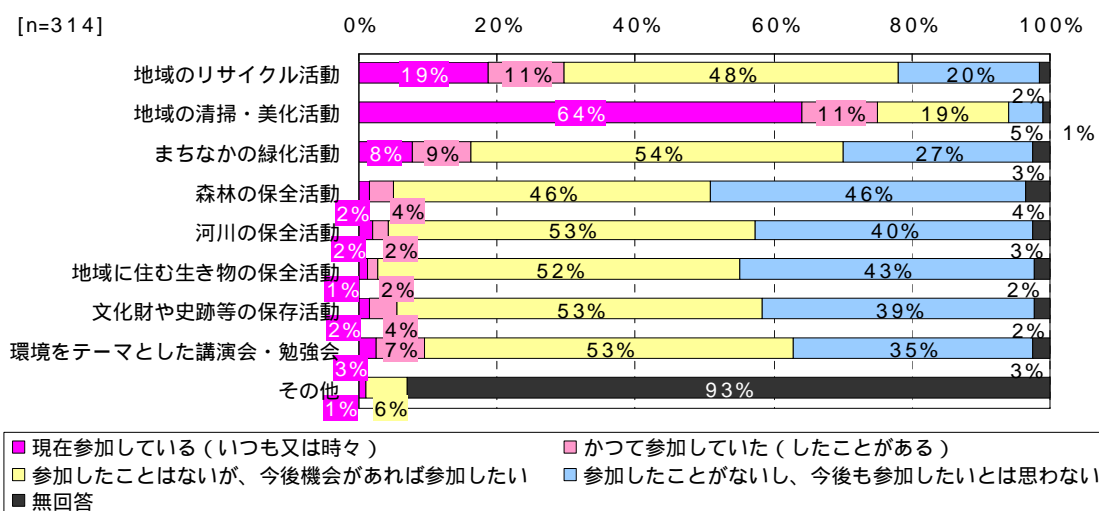
町内の小中学校では、総合的な学習の時間を活用して、生き物やエネルギー、ごみなどについて環境教育が行われています。

一般住民に向けた環境学習としては、公民館講座などで環境をテーマとした講座を実施してきましたが、参加者集めや講座終了後の活動機会の不足といった課題を抱えています。

### 環境保全活動への参加状況

町民アンケートによると、「地域の清掃・美化活動」への参加が他の活動に比べて「現在参加している」割合が多くなっています。

「現在参加している」割合が小さい他の活動についても、「参加したことはないが、今後は機会があれば参加したい」が5割前後となっています。そのため、環境保全活動への参加に対する潜在的な需要は少なくないと考えられます。



図：町民の環境保全活動への参加状況と今後の意向

資料) 苅田町の環境に関する町民アンケート調査 (平成 24 年度)

## 環境情報の提供

環境情報の提供は、「広報かんだ」に「環境掲示板」が設けられており、環境に関するさまざまな情報や、前計画における町民で構成された推進組織である「かんだ環境会議」の活動紹介、大気や水質の調査結果等を掲載しています。また、町ホームページにも各種環境情報を掲載しています。

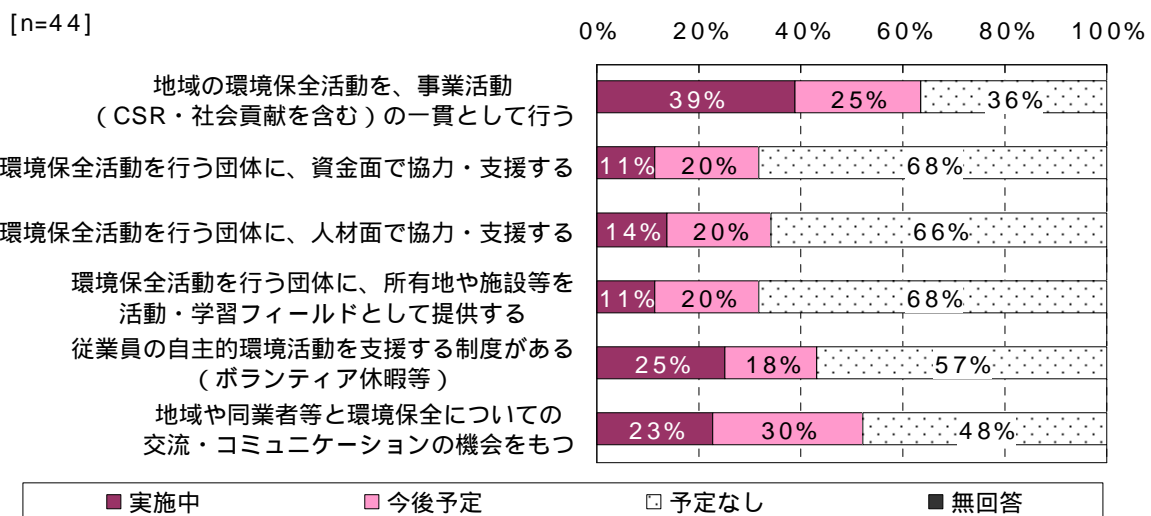
環境への意識の向上や行動の実践には環境情報の提供が不可欠です。今後も、引き続き効果的な情報発信を行います。

## 事業者との連携

本町の臨海工業地帯には、日本有数の大規模な工場が多数立地しており、これまで、17の事業者（平成24年3月末現在）と町で組織した「苅田町環境対策連絡協議会」を中心に、町の清掃活動やエコドライブ講習会、グリーンカーテンづくりのための植物の種子の無料配布等を行ってきました。

「苅田町の環境に関する事業者アンケート（平成24年度）」によると、「地域における環境保全活動、事業活動（CSR・社会貢献を含む）の一貫として行う」を「実施中」の事業所が約4割であり、「今後予定」も含めると6割以上となっています。

今後は、事業者のCSR・社会貢献活動の一環として、地域の環境保全活動へさらなる参加を促すしくみをつくることが重要です。



図：事業者の地域における環境保全活動との関わり

資料) 苅田町の環境に関する事業者アンケート調査（平成24年度）



## 指標

	名 称	現況値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 35 年度)
取組指標	環境関連講座・イベントの実施回数	8 回	10 回
	「環境レポート <sup>1</sup> 」の作成・公表	-	年 1 回
	広報かんだへの環境記事掲載回数	92 回	現状値より増加
	町民計画推進組織 <sup>2</sup> の会員数 (個人会員・団体会員・企業会員)	-	30 会員以上

1 環境レポート = 本計画に掲げた目標の達成状況や施策・事業の実施状況について、各年度の成果をとりまとめた報告書のこと（詳細は 63～64 頁参照）

2 町民計画推進組織 = 本計画の実行組織として、新たに組織する団体のこと。町民・各種団体、大学等教育機関、事業者等で構成されます（詳細は 60～61 頁参照）。

基本目標 7 は、基本目標 1～6 の取組を横断的に支える「人」をテーマとしています。そのため、環境の状態がよくなったかどうかを示す環境指標は設定せず、取組指標のみで目標の達成状況を把握することとします。



川の生き物調査に参加する子どもたち



ホタルの飼育器



地球温暖化防止クイズ（地産地消フェアにて）

～町内各地で環境教育や環境保全活動が実践されています～

## 取組の方向性

### 7-1 環境教育・学習を推進する

環境にやさしいまちをつくるためには、環境保全の大切さや環境問題の現状を知り、日常生活や事業活動において、環境に配慮した行動を身につけ、定着させることが重要です。そのため、町民、事業者が環境に対する理解を深め、自発的に環境にやさしい行動を実践できるように、環境教育・学習を推進します。

また、地域の環境保全活動の輪を広げていくためには、地域において、自主的・自発的に活動できる人材が不可欠です。各種団体との連携により、町民自身が環境保全活動のリーダーとして地域で活動できるよう、人材の育成・支援を行います。

#### 主な施策

- 環境学習機会の提供
- 学校等における環境学習の推進
- 環境リーダー等の育成

#### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・町民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境について学びます。</li><li>・子どもたちは学校で環境について学んだことを、家庭で話し合い、実践します。</li><li>・各種団体や行政が行う環境関連講座や、自然をフィールドとした体験や環境保全活動に積極的に参加します。</li><li>・各種団体は、自らが行う環境保全活動を行う際に、町民等の参加を促すとともに、行政が行う環境関連講座等に協力します。また、教育現場での環境教育・学習を支援します（例：外部講師としての協力など）。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・従業員に対する環境教育・学習を進めるとともに、環境保全活動への参加を奨励します。</li><li>・事業者のノウハウや技術を活かして、環境教育・学習の場や機会の提供、人材派遣、技術的支援等を行います。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・ライフステージや立場に応じた環境教育の実施・支援を行います（例：公民館での環境講座など）。</li><li>・教育現場における環境教育・学習を進めます（例：総合的な学習の時間の活用、自然体験活動の推進、外部講師の派遣など）。</li><li>・環境に関する知識や行動意欲が高い町民を育成するとともに、学んだ町民がリーダーとして活動できる場をつくります。</li></ul>

## 7-2 環境情報を発信する

本町では、これまで広報かんだや町ホームページ等を通じて、町内の環境情報を発信してきましたが、近年の環境問題への関心の向上により、環境情報の充実のニーズは高まっています。今後も、環境問題や町の環境の現状、環境を守るための具体的な活動、町の支援策など、町民や事業者がそれぞれのニーズに合わせた情報を入手できるよう、各媒体を活用して情報発信を充実させます。

また、毎年度「環境レポート」を作成・公表し、町民・事業者に対して、本計画に基づく環境保全の取組の進捗状況に関する報告を行います。

### 主な施策

- 各媒体を活用した環境情報発信
- 「環境レポート」の作成・公表

### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報かんだや町ホームページ、環境レポート等を通じて、環境情報の収集・共有に努めます。</li><li>・自らの環境保全活動の情報を、インターネット等を活用して積極的に発信します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・町や各種団体、事業者等のホームページなどを通じて、環境情報の収集・共有に努めます。</li><li>・事業活動に伴う環境負荷の状況や、環境保全の取組に関する情報を積極的に発信します（例：ウェブサイトの充実、環境に関する報告書の作成など）。</li><li>・製品やサービスに関する環境情報等を積極的に提供します。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・さまざまな情報発信ツールを活用して、町の環境に関する情報を発信します（広報かんだ、町ホームページなど）。</li><li>・国や県が実施する補助金制度や環境マネジメントシステムなど、町民・各種団体、事業者の自主的な取組への支援に関する情報を発信します。</li><li>・新たに「環境レポート」を作成し、毎年度、本計画に基づく環境保全の取組の進捗状況を公表します。</li><li>・町民・各種団体、事業者と環境情報を共有します。</li></ul>

## 7-3 環境に取り組む人・団体をつなぐ

近年、深刻かつ複雑化していく環境問題に対処し、町全体の環境を改善していくためには、町民・各種団体、事業者、大学等の教育機関など、あらゆる主体が自主的に環境保全行動を実践するとともに、パートナーシップを築きながら、協働により環境保全活動に取り組むことが重要です。そこで、地域の環境保全に取り組む人や団体への支援・ネットワーク化に取り組み、町内の環境保全活動の活性化を図ります。

また、町内には大規模事業者が数多く立地していますが、事業者にとってCSR（企業の社会的責任）の観点から、地域とのコミュニケーションや地域の環境へ配慮することが経営上の重要な視点となっています。今後は、町と事業者で組織した「苅田町環境対策連絡協議会」において情報交換などを行うとともに、本計画の町民計画推進組織（名称未定）への参加を呼びかけるなど、町の環境保全活動への巻き込みを図ります。

### 主な施策

- 環境活動団体への支援
- 環境活動団体のネットワーク化
- 事業者との連携・取組の推進

### 各主体の取組

主体	具体的な取組
町民 各種団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・さまざまな団体が行う環境保全活動に積極的に協力・参加します。</li><li>・環境保全活動に取り組む個人・各種団体は、お互いの活動に協力しあうなど、交流を図ります。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境に配慮した商品・サービスを開発・提供します。（例：省エネルギー機器、環境にやさしい車、再生資源を使った製品など）。</li><li>・環境保全活動に積極的に参加します。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境保全活動に取り組む町民・各種団体を支援します（例：活動の場の提供、資材の提供など）。</li><li>・CSR 活動など、事業者が取り組む環境保全活動を紹介します。</li><li>・環境保全活動に取り組む個人・民間団体・事業者の相互のネットワーク化を図ります。</li></ul>

## 第4章 重点プロジェクト

## (1) 重点プロジェクトの位置づけ

本計画では、苅田町の望ましい環境像である「人、自然、産業が共存する豊かな環境を未来へつなぐまち かんた」を実現するため、7つの基本目標を掲げ、具体的な取組内容を体系的に整理していますが、目標を達成するためには、町民・各種団体、事業者、行政の各主体が同じ方向を向いて、連携・協働による取組を進めていくことが重要です。

第3章では、各主体がそれぞれの立場で、あるいは協働で実践する取組を示していますが、本計画が目指すものを広く町民に理解してもらい、望ましい環境像を実現するためには、これらの取組を促進するしくみや参加の機会を整えることが重要です。

そこで、本計画では、より多くの町民・各種団体、事業者が、計画の目標達成のための取組に参加するきっかけとなるシンボリックな取組として、あらゆる主体が協働で取り組む「重点プロジェクト」を展開します。

### 重点プロジェクトとは

町民・各種団体、事業者、行政が協働の取組を広げるきっかけとなるもの  
環境基本計画が目指すところを広く町民に理解してもらうためのシンボリックなもの  
今できることから始めて、より大きな取組へステップアップしていくもの

### ～重点プロジェクト検討の経緯～

前計画では、「目に見える10の環境運動」として、4分野10のアクションを設定し、これまで行政や前計画における町民で構成された推進組織である「かんた環境会議」を中心に取組を進めてきました。

しかし、前計画の策定から10年が経過して、取組の状況を振り返ったところ、今後も継続した活動が必要なプロジェクトや、既に取組が完了したプロジェクトなど、進捗状況にはばらつきが見られました。また、新たな町の環境課題に即した取組も検討する必要が出てきました。

そこで、計画の見直しにあたり、平成24～25年度にかけて、公募による町民ワークショップ(全5回)を実施し、協働で実行可能なプロジェクトの検討を行った結果、4つのテーマが提案されました(詳細は次頁参照)

今後、広く町民、NPOやボランティア団体、事業者、大学等教育機関などから参加を募る「町民計画推進組織(名称未定)(60～61頁参照)」を中心に、協働によってこれら4つの重点プロジェクトの目標や実施方法を検討し、具体的な取組を進めていきます。また、重点プロジェクトの取組状況は、毎年度作成予定の「環境レポート」で報告を行います。

## (2) 重点プロジェクトの内容

### 重点プロジェクト① 川からはじめる身近な生き物の再生

#### 背景・目的

町内の川は私たちが身近に自然や生き物とふれあうことのできる空間です。川の水をきれいにし、生き物がすめる環境をつくるのが、町全体の自然環境を豊かにすることにつながっています。そこで、身近な川から水質の改善、生き物の再生に取り組みます。

#### 取組のキーワード（すぐにできること）

- ・ EM 活性液による河川の水質改善
- ・ 殿川のホタル再生
- ・ 自然観察会などの企画・開催 等



#### 今後のプロジェクトの展開（例）

- ・ 殿川以外の河川でもホタル再生に取り組む
- ・ ホタル以外の生き物（トンボなど）の再生に取り組む 等

### 重点プロジェクト② ごみの減量・資源化大作戦

#### 背景・目的

家庭から出る可燃ごみのごみ排出量の約6割を占める本町では、町民一人ひとりがごみを出さないライフスタイルを実践することが重要です。「無駄なものはもらわない・買わない」「使えるものは繰り返し使う」「捨てる時も資源として活用する」ことを町民全体に浸透させることで、ごみの減量・資源化を進めます。

#### 取組のキーワード（すぐにできること）

- ・ 生ごみの水切り徹底の普及
- ・ 過剰包装の自粛、マイバッグ運動の展開
- ・ 紙ごみの拠点回収の周知
- ・ ごみの出し方マナー講座などの企画・開催 等



#### 今後のプロジェクトの展開（例）

- ・ 紙ごみの拠点回収箇所の拡大
- ・ スーパー、集合住宅など、公共施設以外での拠点回収の実施
- ・ 紙ごみ以外の資源回収・リサイクル（古着など）
- ・ 生ごみのたい肥化と活用 等

## 重点プロジェクト③ 町民が愛着のもてるまちづくり

### 背景・目的

本町は、産業都市として発展してきましたが、美しいまちなみと歴史、貴重な伝統・文化が残されています。町民にまちの魅力を伝え、まちの美化や緑化など、自分たちの手できれいなまちをつくる活動を通して、町民のまちへの愛着を育みます。

### 取組のキーワード（すぐにできること）

- ・まちなかの美化清掃
- ・公園や街路などの緑化運動
- ・苅田町の魅力の発見や周知に関する活動（まちあるきやシンポジウム） 等



### 今後のプロジェクトの展開（例）

- ・環境による町のブランド化、観光振興
- ・環境にやさしい町のPR、定住化促進 等

## 重点プロジェクト④ 環境を守り育む人づくり

### 背景・目的

環境問題を解決するためには、地域の環境について知り、環境にやさしい行動を実践する町民が増え、町全体で環境保全活動が底上げされることが重要です。また同時に、町内で自発的に、率先して環境保全活動に取り組んでいく人々（リーダー）の存在も欠かせません。これらの2つの視点で地域の環境を守り、引き継いでいくための人づくりに取り組みます。

### 取組のキーワード（すぐにできること）

- ・小中学校での出前講座の実施
- ・各種環境学習講座の企画・開催
- ・環境リーダーの育成
- ・町内で環境保全活動に取り組む人・団体のネットワークづくり 等



### 今後のプロジェクトの展開（例）

- ・町民が環境をテーマに語り合う場の創出（空き家・空き店舗の活用）
- ・環境に関する町民シンポジウム等の開催
- ・町民が主体となった環境イベントの開催 等

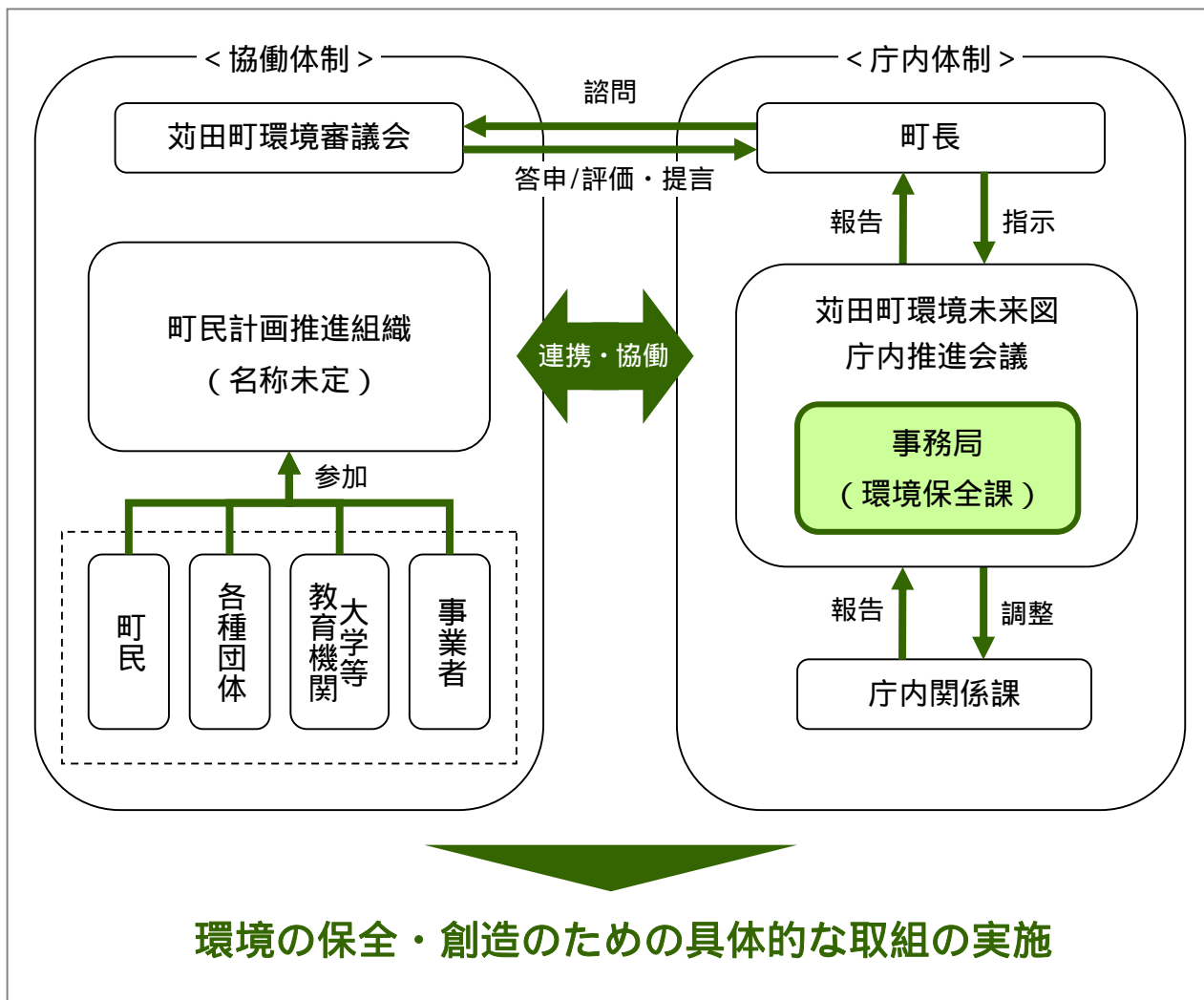


## 第5章 計画の進行管理

## (1) 計画の推進体制

本計画は、町民・各種団体、事業者、行政、その他関係する組織など、あらゆる主体の取組と、それらの連携・協働による取組によって推進していくものです。

計画の推進体制と各組織の役割を以下に示します。



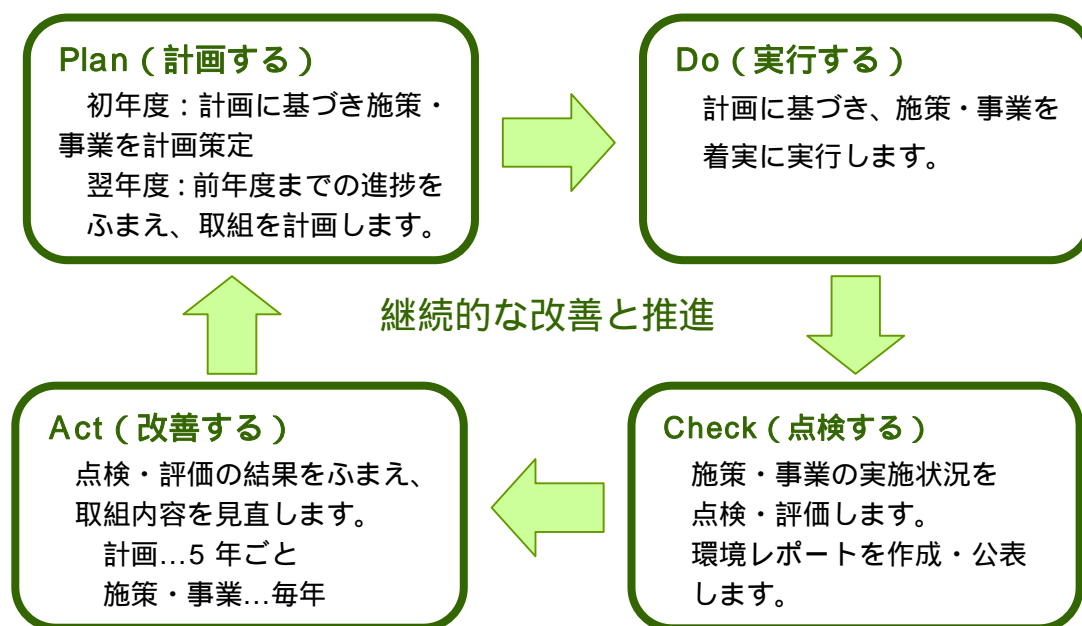
図：計画の推進体制

名 称	役 割
<p>苅田町環境審議会</p>	<p>《概要》専門的な見地から、計画の推進に係る総合的な点検・評価を行います。</p> <p>《主な役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の目標の達成状況や取組の進捗状況の点検評価</li> <li>・ 計画の見直しについての調査・審議、町長への助言・提言 等</li> </ul> <p>《構成》町議会議員、識見を有する者、関係行政機関の職員、その他町長が必要と認める者（公募を含む）</p>
<p>苅田町環境未来図 庁内推進会議</p>	<p>《概要》庁内関係各課で構成される組織で、関係部署と連携しながら、本計画を総合的かつ効果的に推進します。</p> <p>《主な役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策の総合的な調整、企画</li> <li>・ 施策の推進に必要な情報の収集整理及び提供 等</li> </ul>
<p>事務局 (環境保全課)</p>	<p>《概要》本計画の推進・進行管理の事務を務めます。</p> <p>《主な役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本計画に位置づけられる環境関連の施策・事業に関する進捗管理</li> <li>・ 環境レポート、その他資料の作成・公表</li> <li>・ 庁内関係各課との連絡・調整 等</li> </ul>
<p>町民計画推進組織 (名称未定)</p>	<p>《概要》本計画の実行組織として、重点プロジェクトを中心に、行政との協働による環境保全活動を行います。</p> <p>《主な役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本計画の各主体の実践的な取組の主導</li> <li>・ 協働による重点プロジェクトの実施</li> <li>・ 環境活動に関する情報の共有・交換 等</li> </ul> <p>《構成》町民、各種団体、大学等の教育機関、事業者 等</p>

## ( 2 ) 計画の進行管理の考え方

本計画を実効性のあるものとしていくためには、計画に記載されている取組を着実に実践し、その進捗状況や、取組の効果（目標の達成状況）を点検・評価し、さらにそれを次の実践へとフィードバックさせていくことが重要です。

そこで本計画は、「Plan（計画） Do（実行） Check（点検） Act（改善）」というPDCAサイクルによる進行管理を行います。



## ( 3 ) 進行管理のための指標

計画の進行管理を適切に行うためには、計画の達成度を評価する指標の設定が非常に重要です。そこで、各主体の取組の進捗状況を把握し、共通の目標達成に向けて取組の効果を評価するために、2種類の指標（取組指標、環境指標）を設定します。

	役割
環境指標	取組の効果を積み重ねることによって、実際に環境の状態が良くなっているか、「望ましい環境像」に近づいているか、目標の達成状況を評価するための指標。
取組指標	各主体の個々の取組が着実に実行されているかどうか、取組の実績を客観的に評価するための指標。

#### ( 4 ) 計画の進行管理の具体的な手順 ( 環境レポートの作成 )

本計画では、毎年度「環境レポート」を作成・公表することで進行管理を行います。

「環境レポート」は、本計画に掲げた目標の達成状況や施策・事業の実施状況について、各年度の成果をとりまとめた報告書です。作成にあたっては、環境保全の取組の進捗報告とあわせて、各主体（町民・民間団体、事業者、行政）の具体的な取組の紹介なども記載し、わかりやすさや親しみやすさを重視します。また、「環境レポート」は、環境審議会による評価を受けた後、町のホームページなど広く町民に公表します。

計画の進行管理は、以下の手順で行います。

##### 《進行管理の手順》

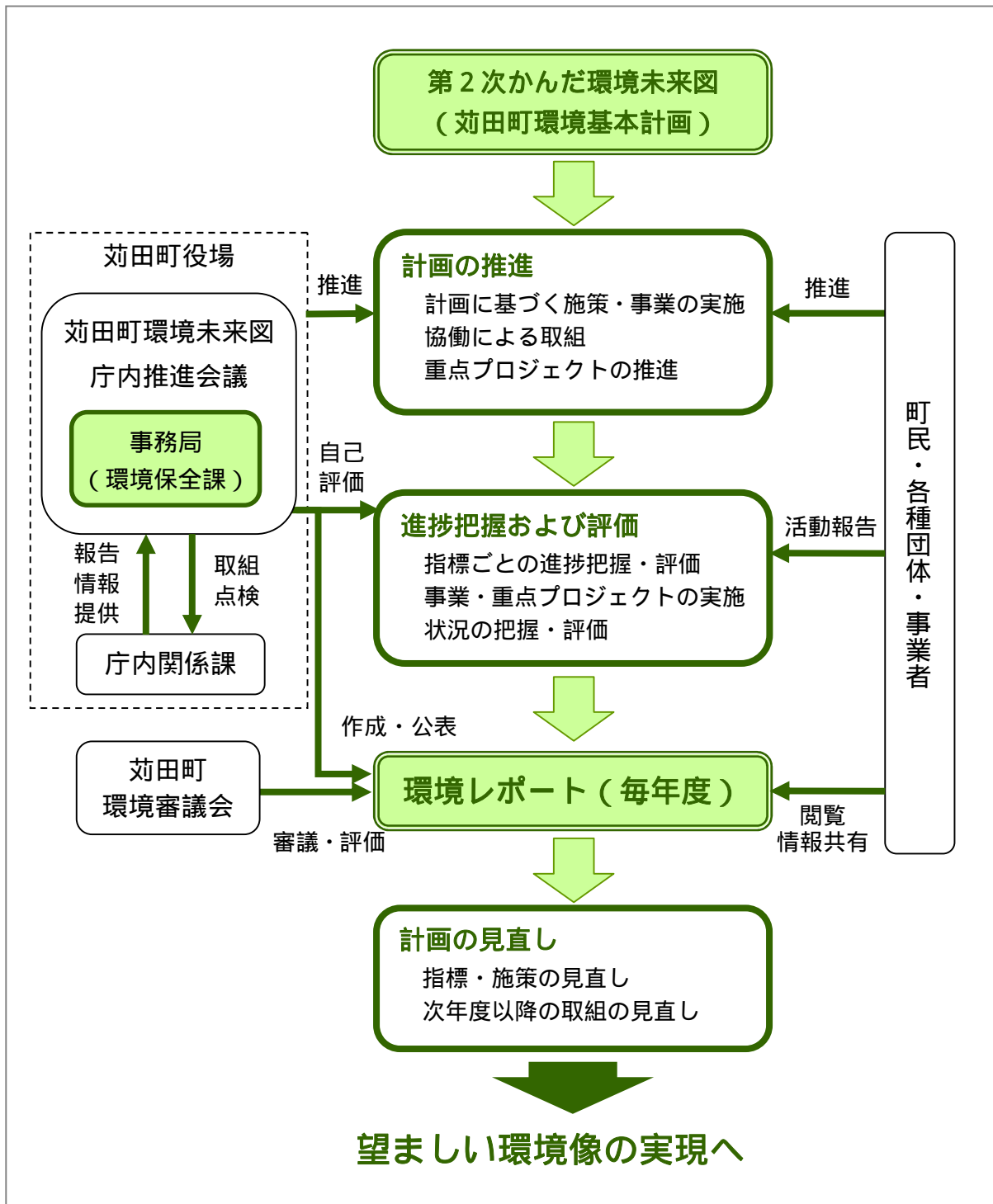
事務局は、庁内関係課から本計画に基づく事業の実施状況・指標を把握し、点検・評価を行います。また、「町民計画推進組織（名称未定）( 60～61 頁)」から、重点プロジェクトの実施報告を受け、進捗状況を把握します。

事務局は、点検・評価の結果をもとに、「環境レポート」を作成します。また、苅田町環境審議会へ「環境レポート」を提出し、計画の進捗を報告します。

苅田町環境審議会は、事務局の報告を受けて、計画の目標達成状況・取組状況について、審議・評価を行います。

「環境レポート」は、苅田町環境審議会の意見を付して、町ホームページなどを通じて公表します。

これらの結果を次年度以降の取組へ反映していきます。



図：計画の進行管理（環境レポート作成）の手順

## 資料編

- 1 . 計画策定の経緯
- 2 . 苅田町環境審議会委員名簿
- 3 . 町民ワークショップ実施記録
- 4 . 町民・事業者アンケートの結果
- 5 . 条例・規則等

## 1 . 計画策定の経緯

時 期		検 討 内 容
平成 24 年度	7 月 ~	環境現況調査開始
	8 月 31 日 ~ 9 月 14 日	町民および事業者アンケートの実施
	10 月 11 日	第 1 回 苅田町環境審議会 【議題】計画の改定について 計画改定のスケジュールについて
	12 月 4 日	第 1 回 町民ワークショップ 【議題】苅田町の環境について思うことを共有する
	1 月 28 日	第 2 回 町民ワークショップ 【議題】苅田町の環境のために取り組んでいきたいことを共有する
	2 月 26 日	第 3 回 町民ワークショップ 【議題】これまでの苅田町の取組を振り返り、重点プロジェクトの方向性を考える
平成 25 年度	5 月 16 ~ 17 日	各課ヒアリング調査の実施
	5 月 28 日	第 4 回 町民ワークショップ 【議題】これまでの重点プロジェクトの実施状況を振り返り、重点プロジェクトを整理する
	7 月 3 日	第 2 回 苅田町環境審議会 【議題】前計画の点検・評価結果について
		第 5 回 町民ワークショップ 【議題】個別の重点プロジェクトを企画する
	9 月 10 日	第 3 回 苅田町環境審議会 【議題】計画骨子案について
	10 月 16 日	第 4 回 苅田町環境審議会 【議題】計画素案について
	10 月 31 日	苅田町環境基本計画等策定委員会
	11 月 11 ~ 13 日	各課ヒアリング調査の実施
	12 月 6 日	第 5 回 苅田町環境審議会 【議題】計画案について
	12 月 19 日	苅田町環境審議会より第 2 次かんだ環境未来図（苅田町環境基本計画）について町長へ答申



時 期		検 討 内 容
平成 25 年度	1 月下旬 ～ 2 月上旬	パブリックコメントの実施
	3 月	第 2 次かんだ環境未来図（苅田町環境基本計画）策定

## 2 . 苅田町環境審議会委員名簿

（任期：平成 24 年 10 月 11 日～平成 26 年 10 月 10 日）

	委員名	備 考
(1) 町議会議員	こやま のぶみ 小山 信美	苅田町議会議員
(2) 識見を有する者	たかみ たかし 高見 敬志	西日本工業大学 名誉教授
	なりた しげあき 成田 樹昭	西日本工業大学 教授
	ふたわたり とおる 二渡 了	北九州市立大学 教授
(3) 関係行政機関の職員	なかぞの かずえ 中園 和枝	苅田町立馬場小学校 校長
	にしかわ ひとし 西川 仁	福岡県水産海洋技術センター豊前海研究所 所長
	えとう しゅうじ 衛藤 修治	福岡県京築保健福祉環境事務所 環境課長
(4) その他町長が必要と認める者	しみず おさむ 志水 修	苅田町区長連合会 会長
	の だ よしお 野田 嘉雄	(苅田商工会議所) 興栄産業株式会社 代表取締役
	まつおか まりこ 松岡 麻利子	(一般公募) 福岡県地球温暖化防止活動推進員

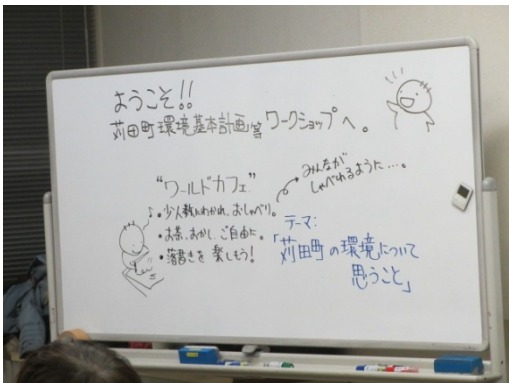

会長： 高見 敬志

副会長： 志水 修



### 3 . 町民ワークショップ実施記録

本計画の策定にあたっては、町民個人・団体によるこれまでの環境活動の実績や課題を共有し、今後の町内の環境活動の活性化を図るため、町民ワークショップ（全5回）を実施しました。町民ワークショップでは、特に第4章で示した「重点プロジェクト」の見直しを中心に、意見の交換・共有を行いました。以下にその実施記録を示します。

#### 第1回ワークショップ

日時	平成 24 年 12 月 4 日 18:30～20:30（約 2 時間）
場所	苅田町中央公民館 第 6 研修室
参加者	・町民：20 名 ・環境保全課：6 名、清掃事務所：3 名 以上、計 29 名
運営	ファシリテーター：志賀壮史氏（NPO 法人 グリーンシティ福岡） 事務局：プレック研究所
テーマ	苅田町の環境について思うことを共有する
内容	1．町民ワークショップの目的・進め方 2．「苅田町の環境について思うこと」をテーマにワールドカフェ形式で議論 3．全体ディスカッション
当日の様子	 

## 第2回ワークショップ

日時	平成 25 年 1 月 28 日 18:30 ~ 20:30 (約 2 時間)
場所	苅田町中央公民館 第 6 研修室
参加者	・町民 : 15 名 ・環境保全課 : 7 名、清掃事務所 : 1 名 以上、計 23 名
運営	ファシリテーター : 志賀壮史氏 (NPO 法人 グリーンシティ福岡) 事務局 : ブレック研究所
テーマ	これまでの取組をふりかえり、重点プロジェクトの方向性を考える
内容	1. 前回ワークショップの振り返り 2. 「これから取り組んでいきたいこと」をテーマにワールドカフェ形式で議論 3. 全体ディスカッション
当日の様子	 

## 第3回ワークショップ

日時	平成 25 年 2 月 26 日 18:30 ~ 20:30 (約 2 時間)
場所	苅田町中央公民館 第 6 研修室
参加者	・町民 : 13 名 ・環境保全課 : 6 名、清掃事務所 : 1 名 以上、計 20 名
運営	ファシリテーター : 志賀壮史氏 (NPO 法人 グリーンシティ福岡) 事務局 : ブレック研究所
テーマ	重点プロジェクトの整理を行う
内容	1. 前計画の施策の実施状況報告 2. 施策の実施状況に関する質疑・意見交換 3. 前計画の 10 の重点プロジェクトへの投票
当日の様子	 

## 第4回ワークショップ

日 時	平成 25 年 5 月 28 日 18:30 ~ 20:30 (約 2 時間)	
場 所	苅田町中央公民館 第 6 研修室	
参加者	・町民 : 11 名 ・環境保全課 : 7 名、清掃事務所 : 0 名 以上、計 18 名	
運 営	ファシリテーター : 志賀壮史氏 (NPO 法人 グリーンシティ福岡) 事務局 : ブレック研究所	
テーマ	個別の重点プロジェクトを企画する ( 1 )	
内 容	1 . 前計画の重点プロジェクトの実施状況報告・意見交換 2 . 新計画の重点プロジェクトのテーマ出し	
当日の様子		

## 第5回ワークショップ

日 時	平成 25 年 7 月 3 日 18:30 ~ 20:30 (約 2 時間)	
場 所	苅田町三原文化会館 1 階 大ホール	
参加者	・町民 : 13 名 ・環境保全課 : 6 名、清掃事務所 : 1 名 以上、計 20 名	
運 営	ファシリテーター : 志賀壮史氏 (NPO 法人 グリーンシティ福岡) 事務局 : ブレック研究所	
テーマ	個別の重点プロジェクトを企画する ( 2 )	
内 容	1 . 前回ワークショップの振り返り 2 . 重点プロジェクトの企画づくり 3 . 発表・まとめ	
当日の様子		

## 4 . 町民・事業者アンケートの結果

「苅田町の環境に関するアンケート調査」を実施し、町民・事業者の意見を広く聴き、本計画を改定する際の基礎資料としました。

### ( 1 ) 町民アンケート

#### 《調査の概要》

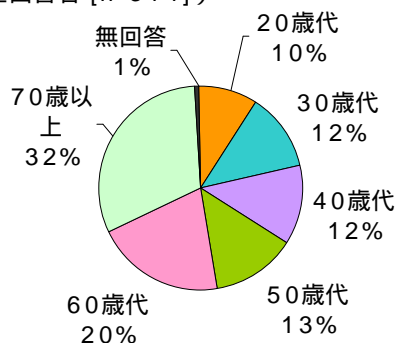
調査対象	20歳以上の町民 1,000名 (小学校区および年齢別の人口により比例抽出)
調査方法	郵送
調査期間	平成24年8月31日～9月14日(約2週間)
回収数	314通(回収率31.4%)

#### 《調査結果(抜粋)》

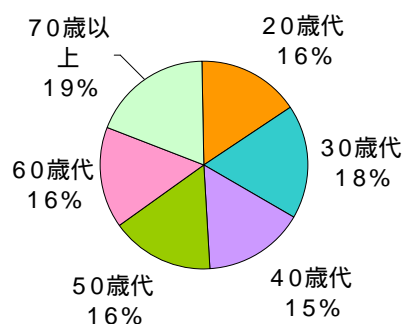
#### 回答者の属性

##### (年齢)

年齢  
(全回答者 [n=314])

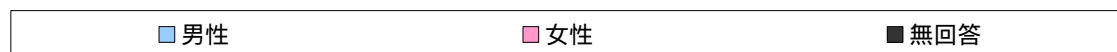
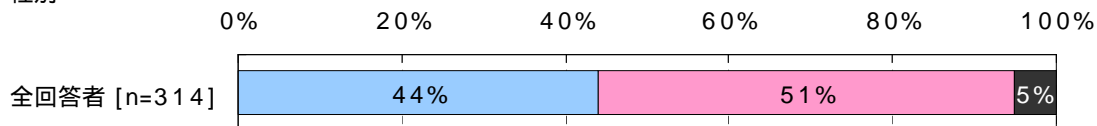


《参考》年齢構成  
(配付対象 [n=1,000])



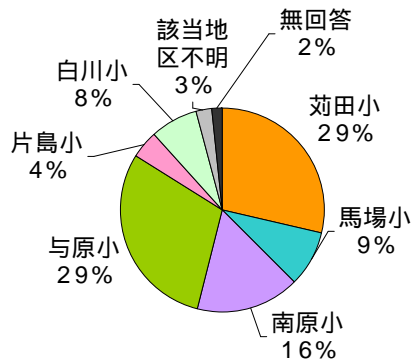
##### (性別)

性別

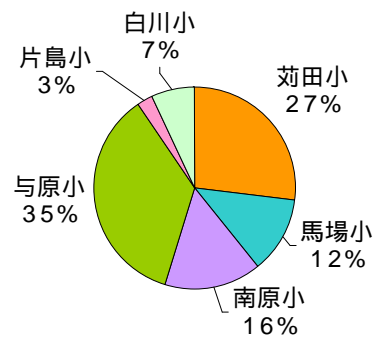


## (居住地区)

居住地区  
(全回答者 [n=314])

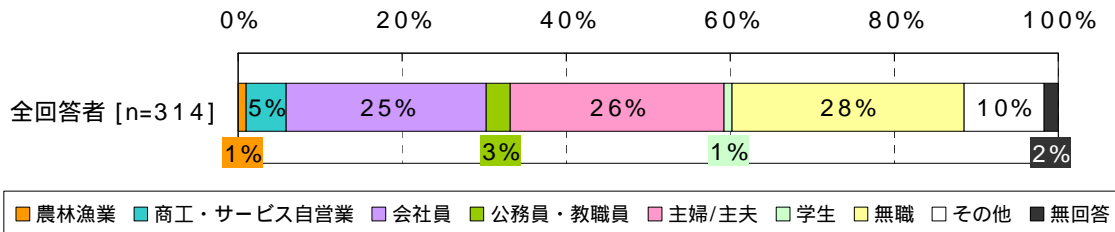


《参考》地区別人口  
(平成21年10月現在)



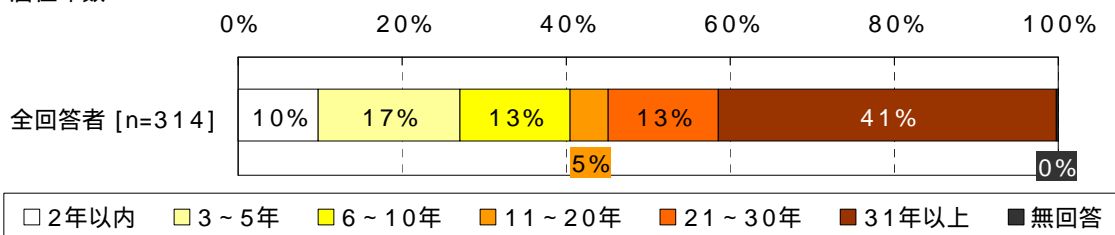
## (職業)

職業



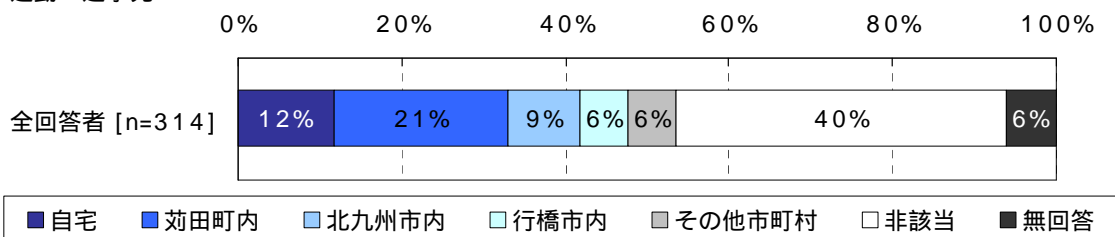
## (居住年数)

居住年数



## (通勤・通学先 および 通勤・通学手段)

通勤・通学先

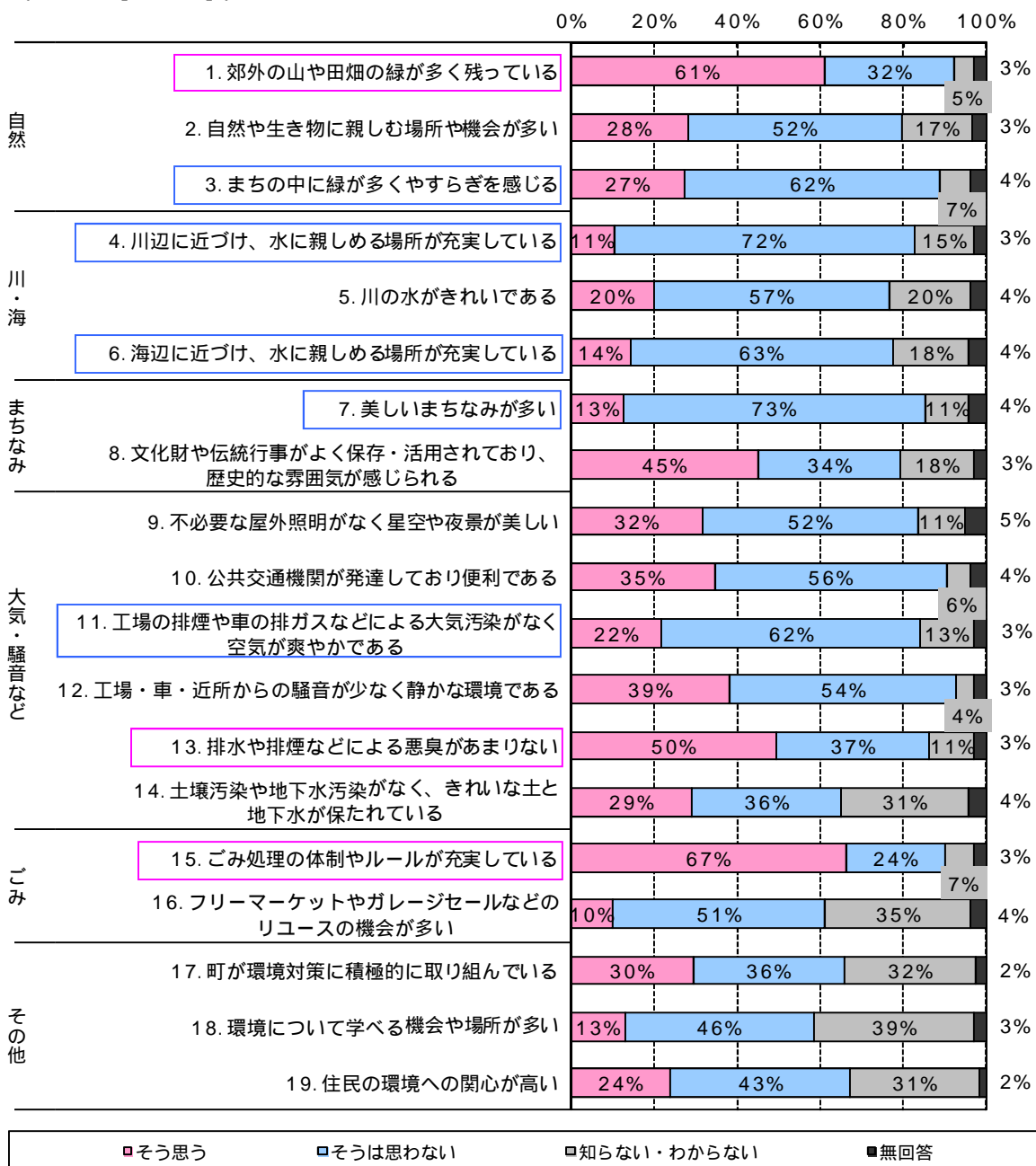


## 身近な環境の満足度（いま現在）

「そう思う」の割合が50%以上の項目は、「15. ごみ処理の体制やルールが充実している(67%)」「1. 郊外の山や田畑の緑が多く残っている(61%)」「13. 排水や排煙などによる悪臭があまりない(50%)」の3項目でした。

一方、「そう思わない」の割合が60%以上の項目は、「7. 美しいまちなみが多い(73%)」「4. 川辺に近づけ、水に親しめる場所が充実している(72%)」「6. 海辺に近づけ、水に親しめる場所が充実している(63%)」「3. まちの中に緑が多くやすらぎを感じる(62%)」「11. 工場の排煙や車の排ガスなどによる大気汚染がなく空気が爽やかである(62%)」の5項目でした。緑を含めたまちなみや、川・海の親水性に対して、不満が多いと考えられます。

身近な環境の満足度（いま現在）  
（全回答者 [ n=314 ] ）

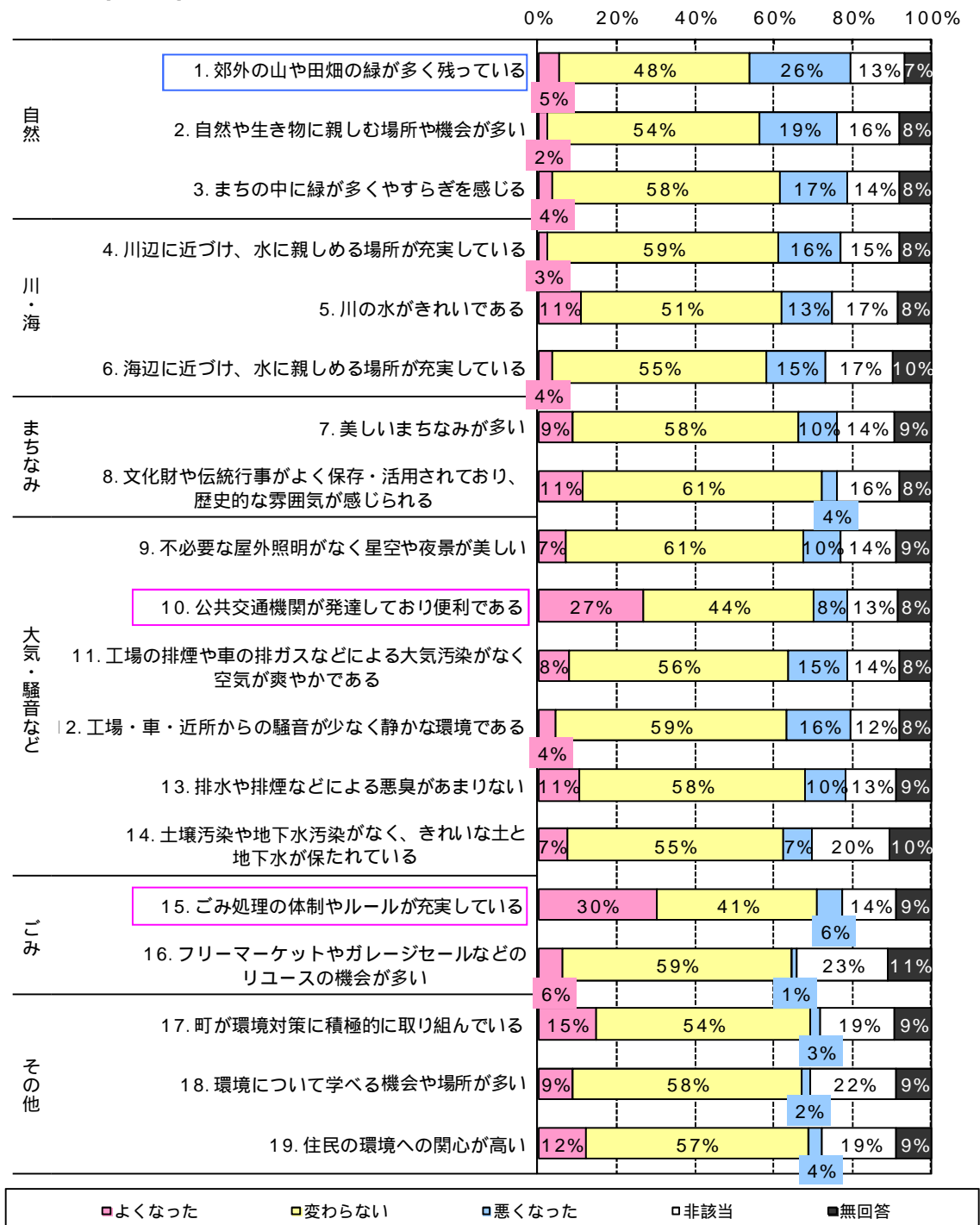


## 身近な環境の満足度（5年前と比べて）

「よくなった」の割合が20%以上の項目は、「10. 公共交通機関が発達しており便利である（27%）」「15. ごみ処理の体制やルールが充実している（30%）」の2項目でした。町内の公共交通については、コミュニティバス（夢シャトル）が平成17年から運行しており、その影響も考えられます。

一方、「悪くなった」の割合が20%以上の項目は、「1. 郊外の山や田畑の緑が多く残っている（26%）」の1項目でした。

身近な環境の満足度（5年前と比べて）  
（全回答者[n=314]）





## 身近な環境の満足度（今現在 × 5年前と比べて）

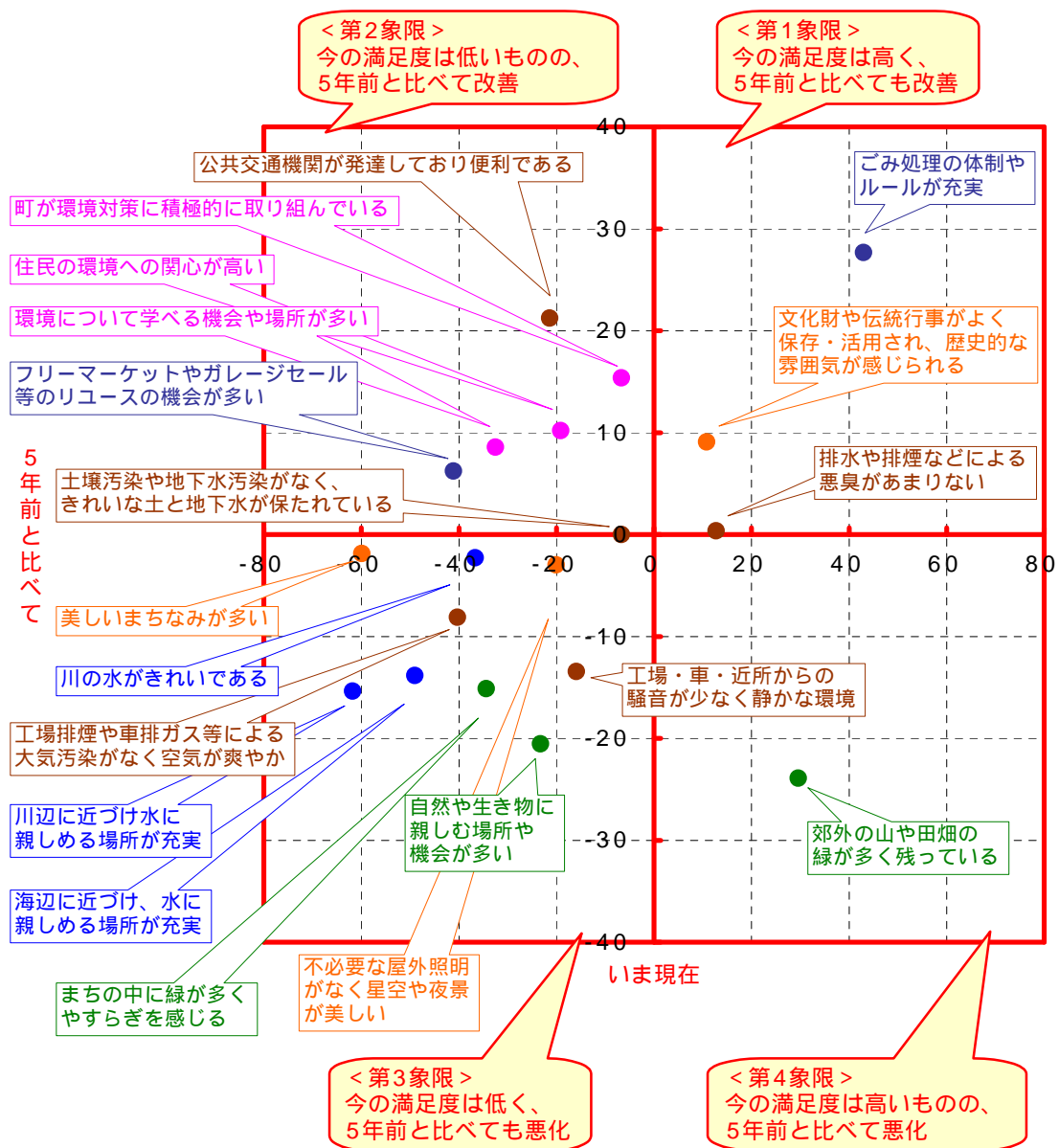
以下の図は、横軸に「いま現在」、縦軸に「5年前と比べて」を点数化しプロットしました。

全体的に見ると、第3象限（今の満足度が低く5年前と比べて悪化）にある項目が多くなっています。中でも、川や海に関する項目（青色）は、いずれも第3象限にあります。

「町の環境対策に積極的に取り組んでいる」や「住民の環境への関心が高い」等、環境意識の意識啓発に関する項目（ピンク色）は、いずれも第2象限（今の満足度は低いものの、5年前と比べて改善）に位置しており、ここ数年で改善が認知されています。

身近な環境の満足度（いま現在 × 5年前と比べて）

<配点> いま現在： そう思う...100 / そうは思わない... -100 / 知らない・わからない...0  
5年前と比べて： よくなった...100 / 変わらない・無回答...0 / 悪くなった... -100

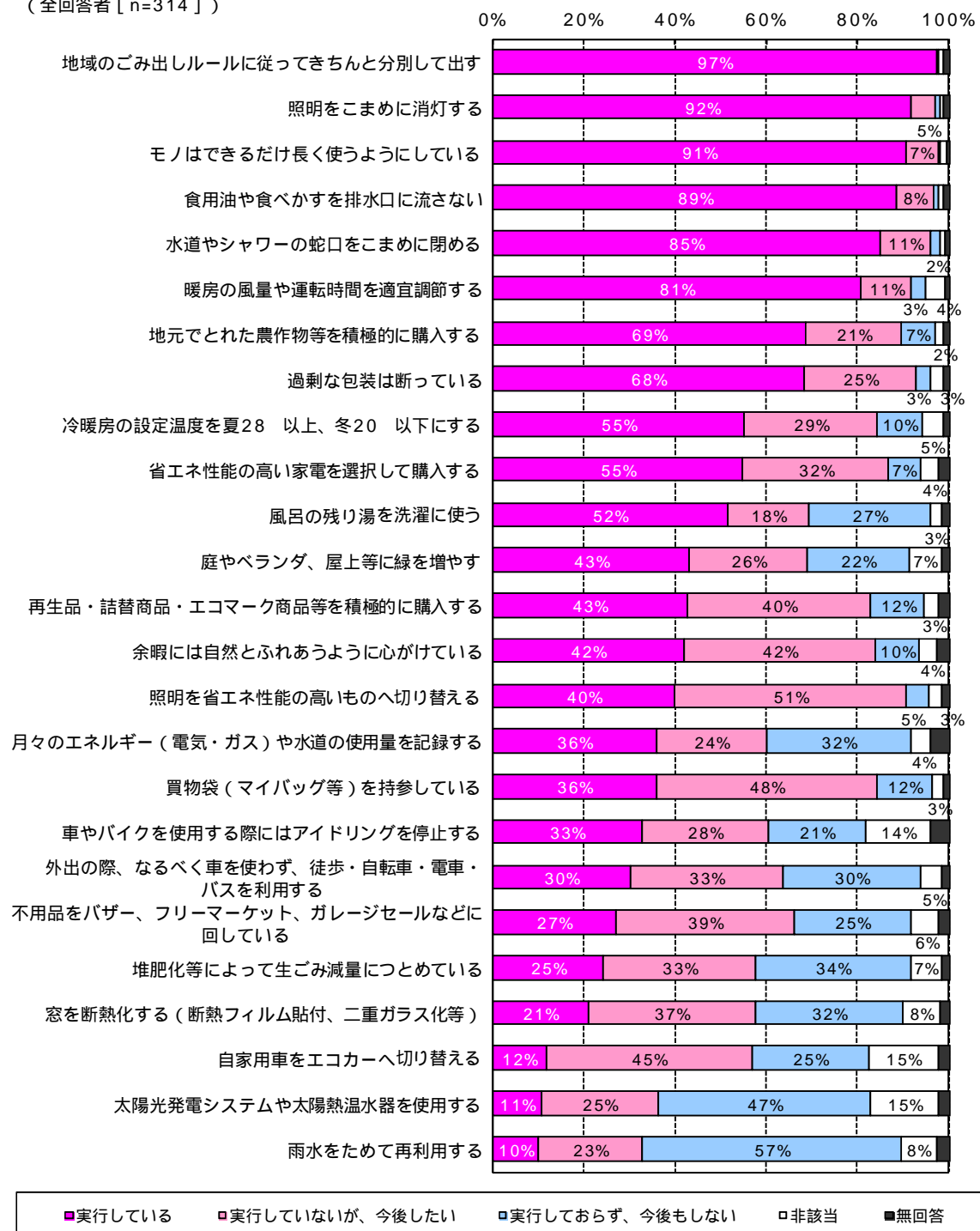


## 家庭での環境保全の取組

「実行している」の割合が80%以上の項目は、「地域のごみ出しルールに従ってきちんと分別して出す」「照明をこまめに消灯する」「モノはできるだけ長く使うようにしている」「食用油や食べかすを排水口に流さない」「水道やシャワーの蛇口をこまめに閉める」「暖房の風量や運転時間を適宜調節する」の6項目でした。

一方、「実行している」の割合が20%以下の項目は、「自家用車をエコカーへ切り替える」「太陽光発電システムや太陽熱温水器を使用する」「雨水をためて再利用する」の3項目でした。これらの項目は、費用や手間が比較的にかかることが共通点です。

環境保全の取組  
(全回答者 [n=314])

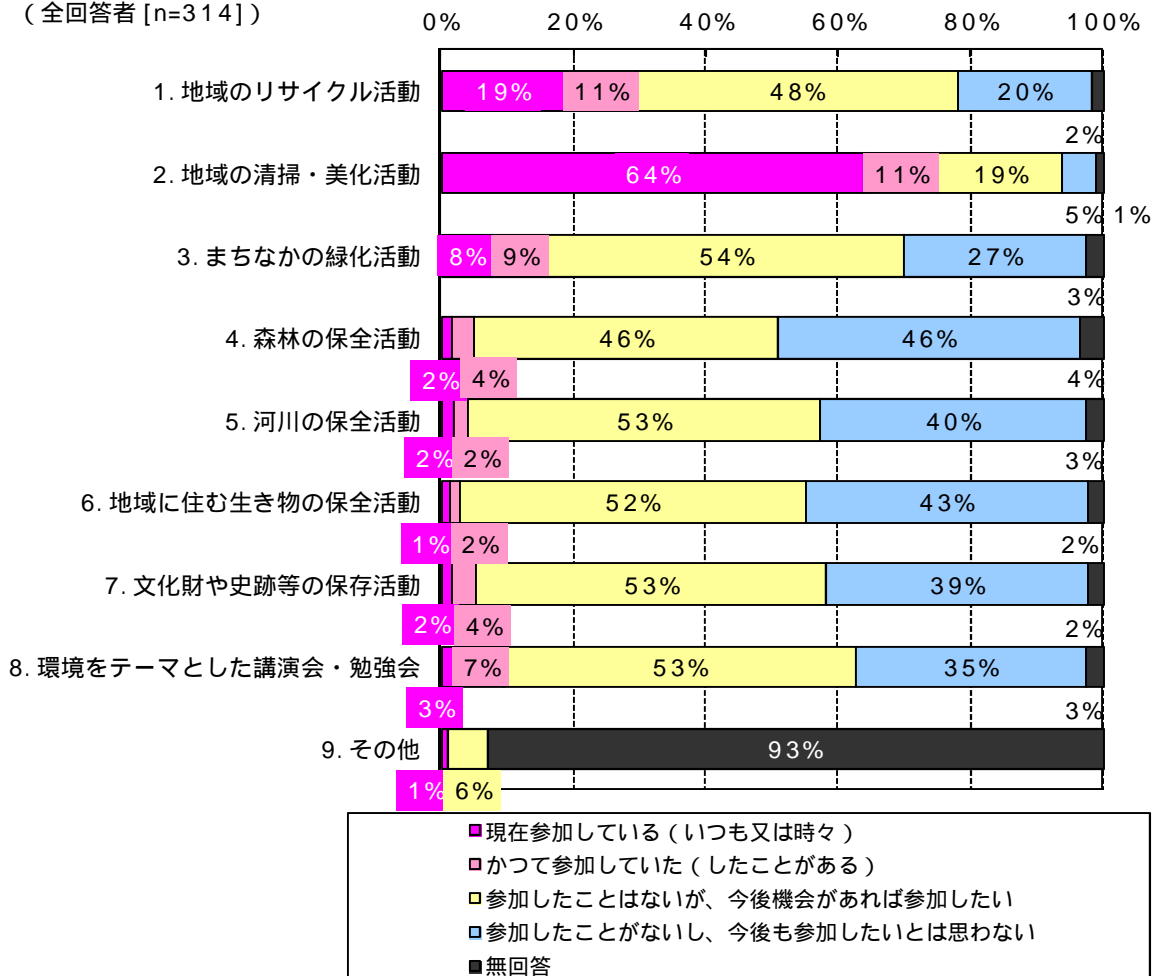


## 環境保全活動への参加

「2. 地域の清掃・美化活動」は、他の活動に比べ「現在参加している」の割合が大きくなっています。

「現在参加している」割合が小さい他の活動についても、「参加したことはないが、今後機会があれば参加したい」が5割前後あることから、潜在的需要は少なくないと考えられます。

環境保全の取組  
(全回答者 [n=314])

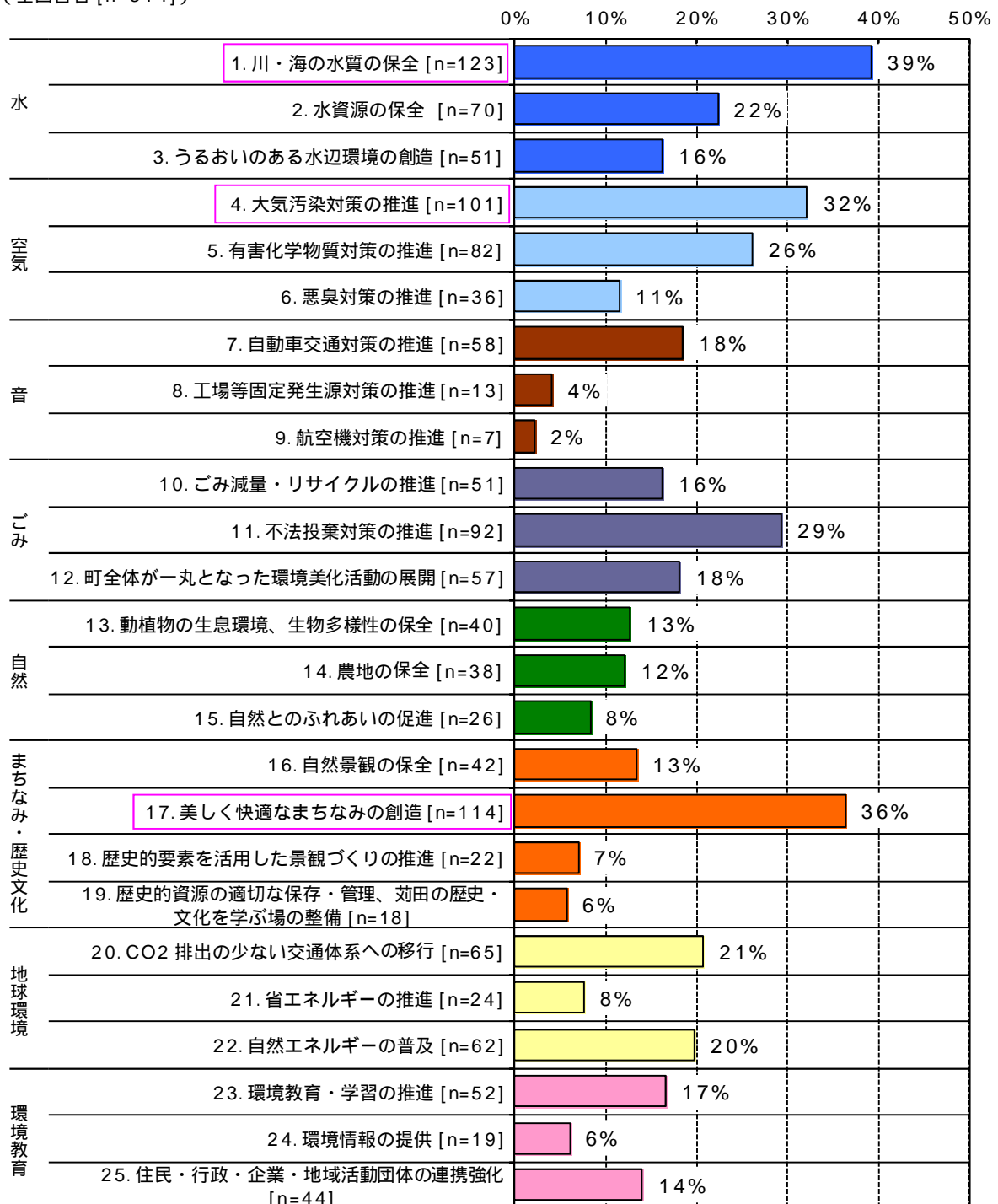


## 今後重要と思う施策

回答が30%以上の項目は、「1. 川・海の水質の保全 (39%)」「17. 美しく快適なまちなみの創造 (36%)」「4. 大気汚染対策の推進 (32%)」の3項目でした。

上に挙げた項目は、「身近な環境の満足度 (73 頁参照)」における「川の水がきれいである」、「美しいまちなみが多い」、「工場排煙や車排ガス等による大気汚染がなく空気が爽やか」に対応していますが、いずれも満足度が低く、本設問の結果を裏付けるものとなっています。

今後重要と思う施策  
(全回答者 [n=314])



## (2) 事業者アンケート

### 《調査の概要》

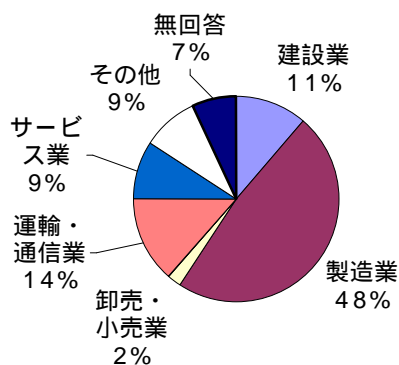
調査対象	市内事業所 100 社 (従業員数が多い事業所を中心に抽出)
調査方法	郵送
調査期間	平成 24 年 8 月 31 日～9 月 14 日 (約 2 週間)
回収数	44 社 (回収率 44%)

### 《調査結果 (抜粋)》

#### 回答者の属性

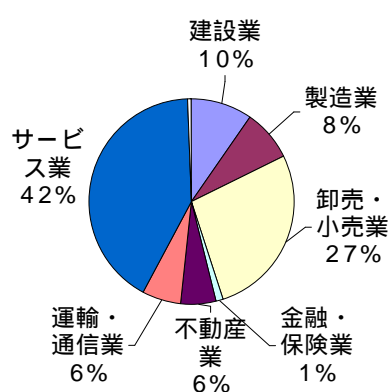
##### (業種)

業種  
(全事業所 [n=44])



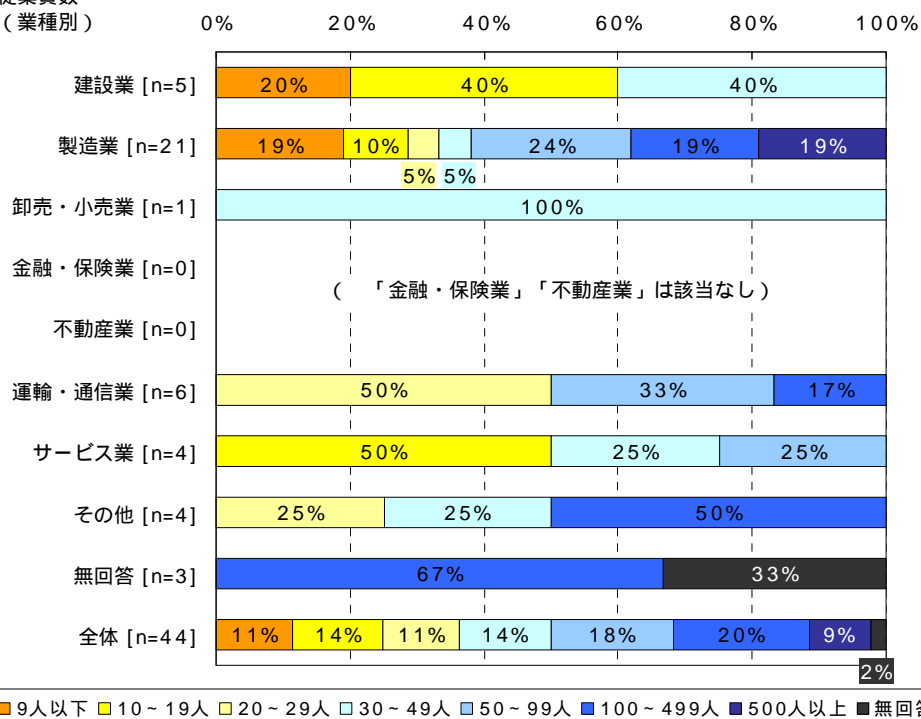
「金融・保険業」「不動産業」はゼロ

《参考》町全体 (2009)  
(事業所数=1,550)



##### (従業員数)

従業員数  
(業種別)



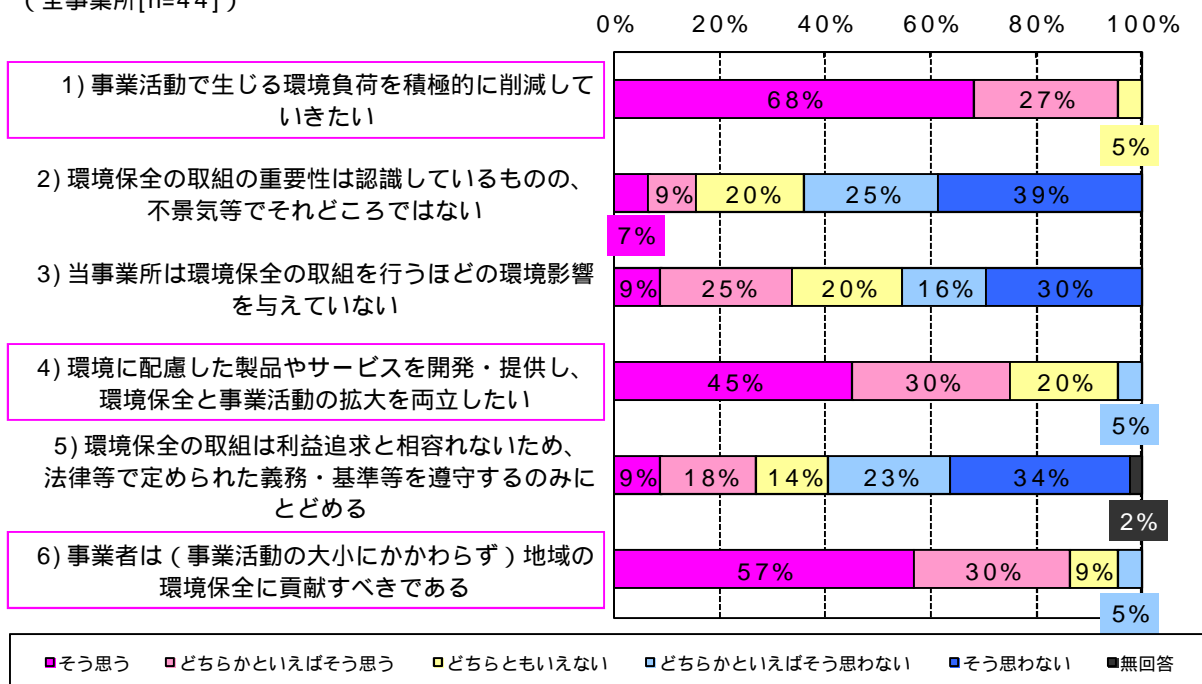
## 事業活動と環境保全に関する認識・スタンス

「1) 事業活動で生じる環境負荷を積極的に削減していきたい」について、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」の合計は95%でした。

「6) 事業者は地域の環境保全に貢献すべきである」について、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」の合計は87%です。1)とあわせて、大半の事業所が、自らの環境負荷削減や地域の環境保全に積極的な姿勢を示しています。

「4) 環境に配慮した製品やサービスを開発・提供し、環境保全と事業活動の拡大を両立したい」について、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」の合計は75%でした。

事業活動と環境保全に関する認識・スタンス  
(全事業所[n=44])

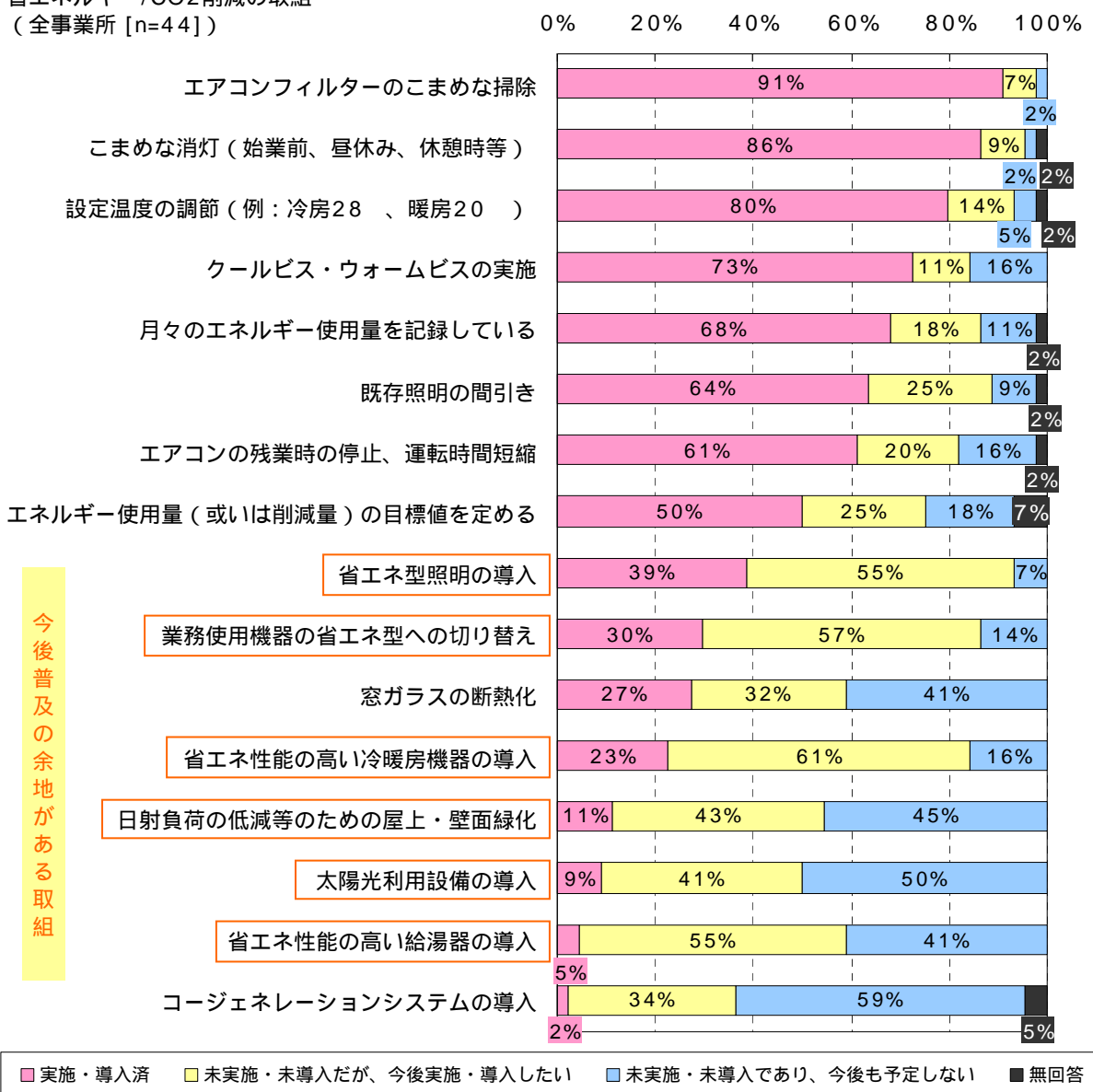


## 事業活動における省エネ・CO<sub>2</sub>削減の取組

「実施・導入済」の割合が80%以上の項目は、「エアコンフィルターのこまめな清掃」「こまめな消灯」「設定温度の調節」の2項目でした。これらの項目は、いずれも投資を伴わないソフト対策です。

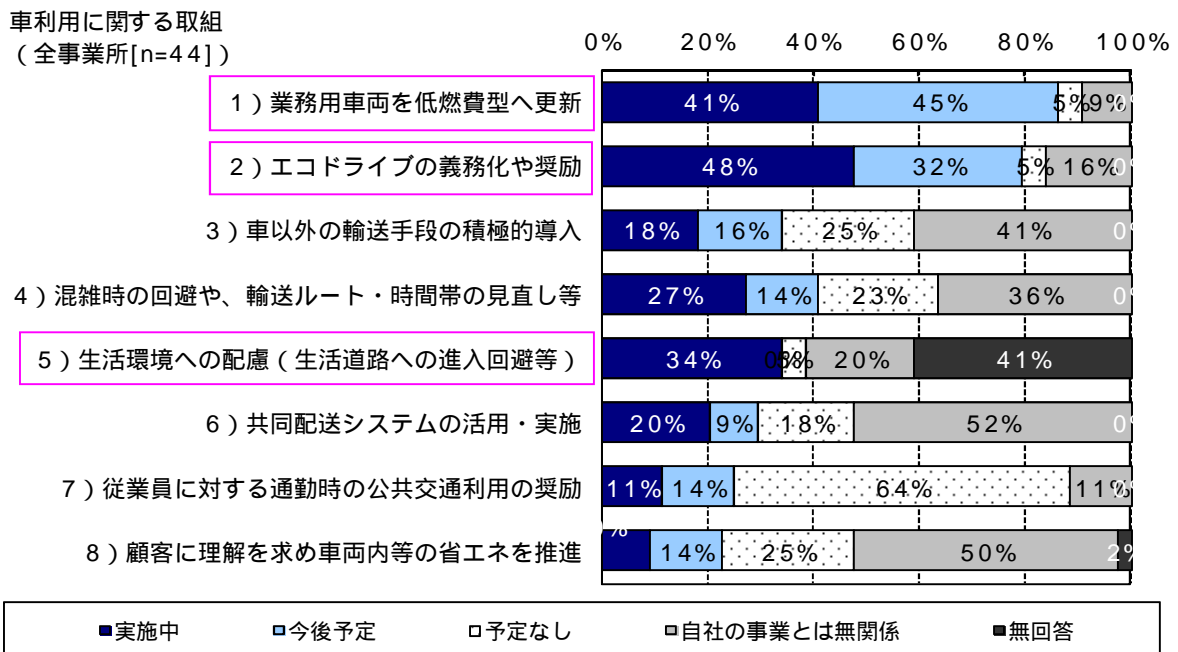
「未実施・未導入だが、今後実施・導入したい」の割合が40%以上の項目は、「省エネ型照明の導入」「業務使用機器の省エネ型への切り替え」「省エネ性能の高い冷暖房機器の導入」「日射負荷の低減等のための屋上壁面緑化」「太陽光設備の導入」「省エネ性能の高い給湯器の導入」の6項目でした。これらは、潜在的な需要があるため、今後普及の余地があると考えられます。

省エネルギー/CO<sub>2</sub>削減の取組  
(全事業所 [n=44])



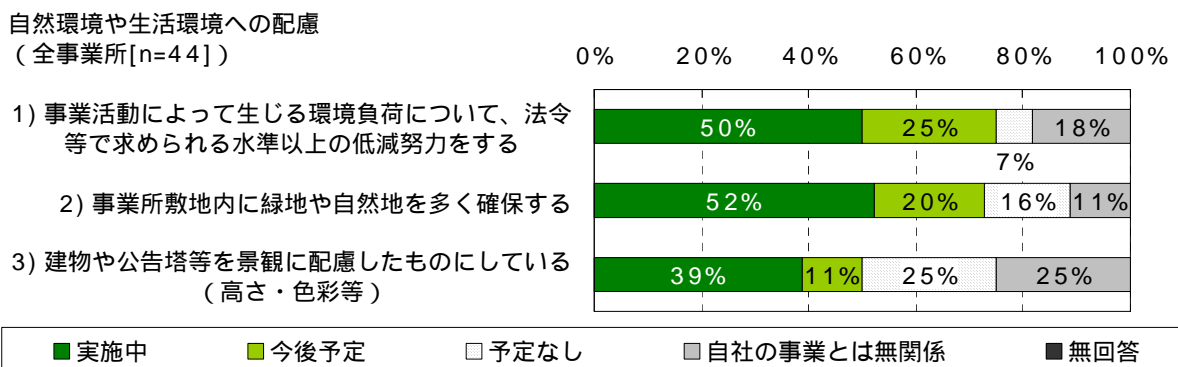
## 事業活動等における車利用に関する環境保全取組について

「実施中」の割合が30%以上の項目は、「1) 業務用車両を低燃費型へ更新する」「2) エコドライブの義務化や奨励」「5) 生活道路への進入を回避する等、生活環境へ配慮する」の3項目でした。



## 周辺の自然環境や生活環境への配慮

「1) 法令等で求められる水準以上の努力」及び「2) 敷地内に緑地や自然地を確保」について、5割以上の事業所が「実施中」と回答しています。「建物や広告等を景観に配慮」は、それらよりは低いものの、4割が「実施中」と回答しています。

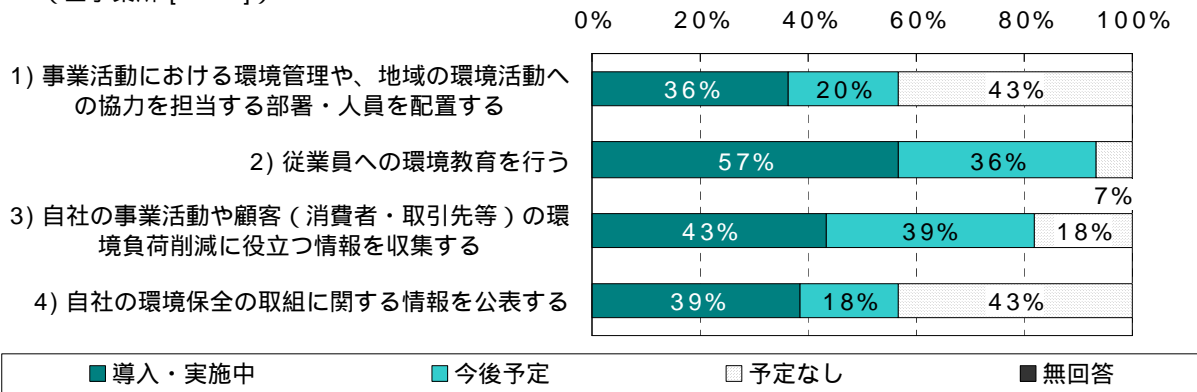




## 環境保全のための組織体制や環境情報の収集・公表

組織体制づくり(人員配置、従業員教育)や環境情報の収集・公表は、4~6割の事業所が「導入・実施中」と回答しています。

環境保全のための組織体制や環境情報の収集・公表等  
(全事業所 [n=44])

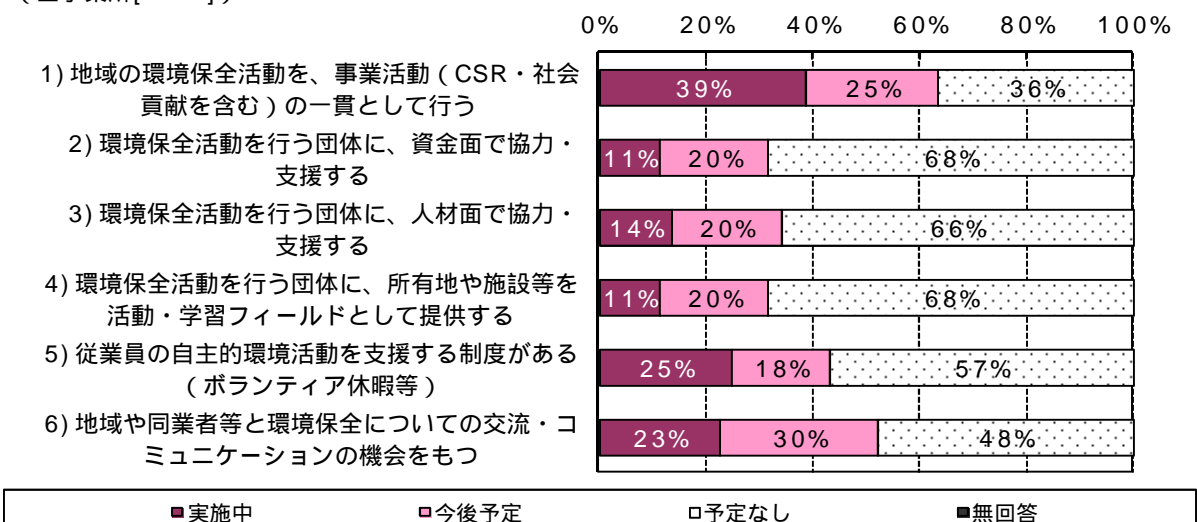


## 地域における環境保全活動との関わりについて

「1)事業活動(CSR・社会貢献を含む)の一環として」について、39%の事業所が「実施中」と回答しています。

環境保全活動への協力・支援(「2)資金面で協力・支援」「3)人材面で協力・支援」「4)所有地や施設等を活動・学習フィールドとして提供」)については、1割の事業所が「実施中」と回答しています。

地域における環境保全活動との関わり  
(全事業所[n=44])



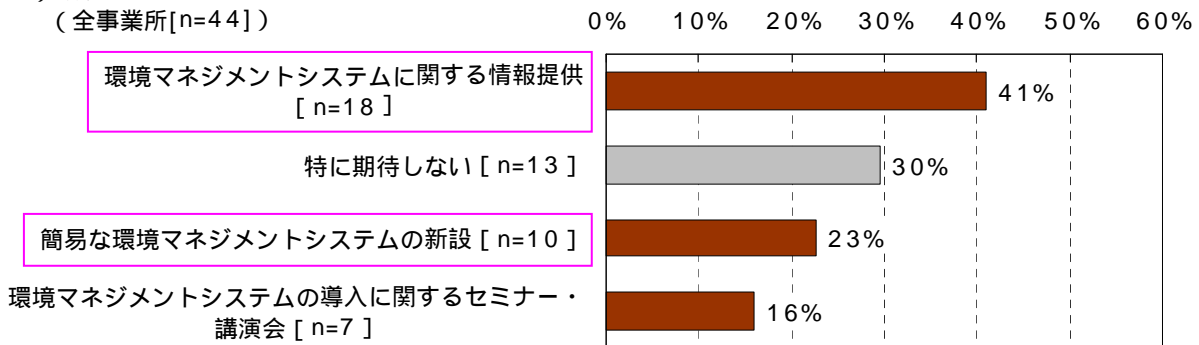
## 行政に期待する取組

### ア) 環境マネジメントシステム

「環境マネジメントシステムに関する情報提供」が最も多くなっています(41%)。

「簡易なマネジメントシステムの新設」に対しても、23%が期待すると回答しています。

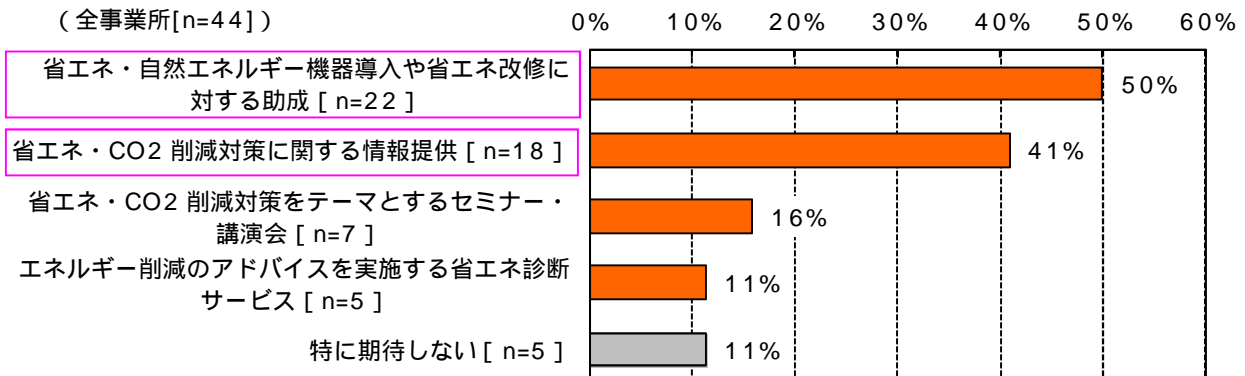
ア) 環境マネジメントシステム  
(全事業所[n=44])



### イ) 省エネ・CO<sub>2</sub>削減

「省エネ・自然エネルギー機器導入や省エネ改修に対する助成」及び「省エネ・CO<sub>2</sub>削減対策に関する情報提供」が多く、ともに4割以上となっています。

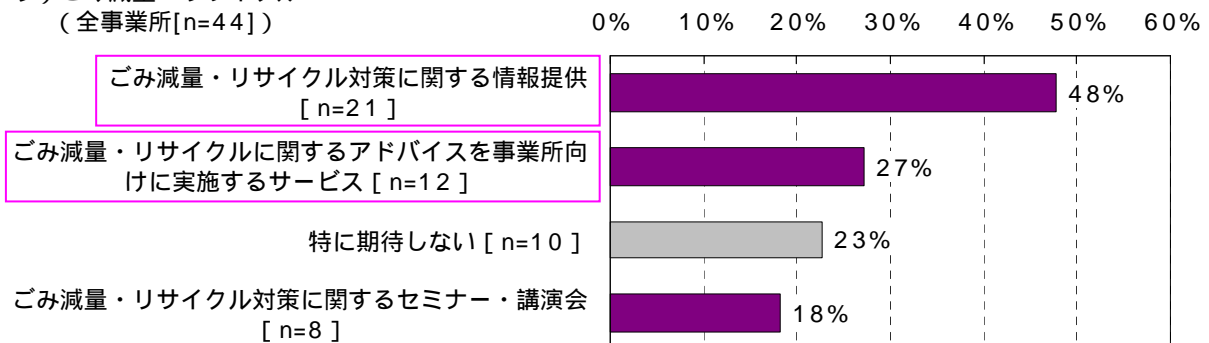
イ) 省エネ・CO<sub>2</sub>削減  
(全事業所[n=44])



### ウ) ごみ減量・リサイクル

「ごみ減量・リサイクル対策に関する情報提供」が最も多くなっています(48%)。次いで、「ごみ減量・リサイクルに関するアドバイスを事業所向けに実施するサービス」に27%が期待すると回答しています。

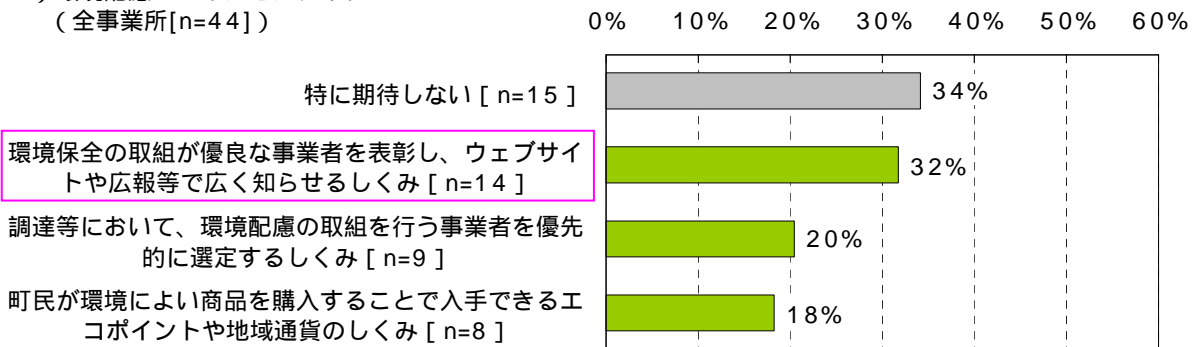
ウ) ごみ減量・リサイクル  
(全事業所[n=44])



## エ) 環境配慮へのインセンティブ

期待する取組の中では「環境保全の取組が優良な事業者を表彰し、ウェブサイトや広報等で広く知らせるしくみ」が最も多くなっています。

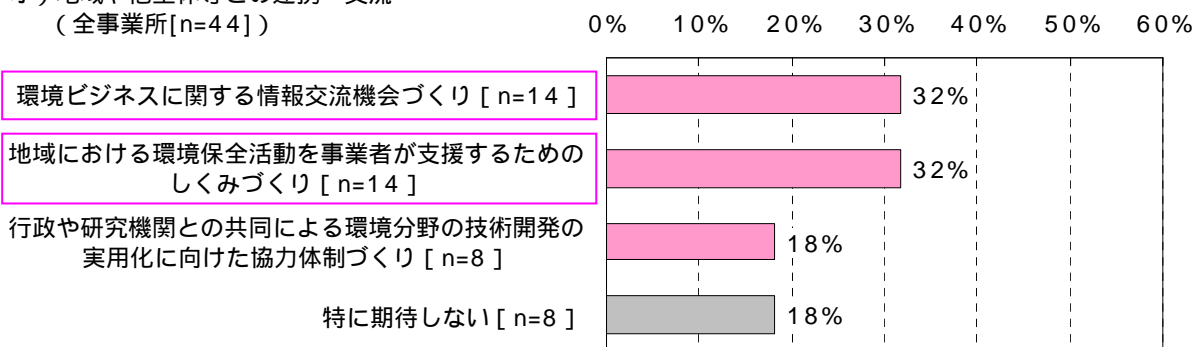
エ) 環境配慮へのインセンティブ  
(全事業所[n=44])



## オ) 地域等との連携・交流

「環境ビジネスに関する情報交流機会づくり」及び「地域における環境保全活動を事業者が支援するためのしくみづくり」が、ともに32%でした。

オ) 地域や他主体等との連携・交流  
(全事業所[n=44])



## 5 . 条例・規則等

### ( 1 ) 苅田町環境審議会条例

平成 10 年 9 月 28 日

条例第 18 号

( 設置 )

第 1 条 この条例は環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、苅田町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

( 所掌事務 )

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、本町における環境の保全に関する基本的事項等を調査審議し、答申する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

( 組織 )

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

( 委員の任期 )

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

( 会長及び副会長 )

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 専門部会 )

第 7 条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

( 庶務 )

第 8 条 審議会の庶務は、環境保全課において処理する。

( 委任 )

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

( 苅田町公害対策審議会設置条例の廃止 )

2 苅田町公害対策審議会設置条例（昭和 45 年苅田町条例第 24 号）は、廃止する。

## ( 2 ) 苅田町環境基本計画等策定委員会設置規程

平成 12 年 12 月 8 日

訓令第 8 号

改正 平成 13 年 3 月 29 日訓令第 3 号 平成 15 年 3 月 27 日訓令第 2 号

平成 16 年 3 月 25 日訓令第 1 号 平成 17 年 3 月 25 日訓令第 3 号

平成 19 年 3 月 28 日訓令第 1 号 平成 20 年 3 月 26 日訓令第 4 号

平成 21 年 3 月 24 日訓令第 1 号 平成 22 年 3 月 25 日訓令第 1 号

平成 23 年 3 月 28 日訓令第 1 号 平成 25 年 6 月 21 日訓令第 2 号

### ( 設置 )

第 1 条 苅田町環境基本計画（以下「基本計画」という。）並びに地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 8 条の規定に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）を策定するため、苅田町環境基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### ( 所掌事務 )

第 2 条 委員会は、基本計画並びに実行計画の策定に関する事項について必要な資料の収集、調査及び研究を行い、基本計画並びに実行計画の素案を策定し、町長に提示する。

### ( 組織 )

第 3 条 委員会は、別表第 1 に掲げる委員をもって組織し、別に辞令を用いることなく委員に命じられたものとする。

2 委員長は、副町長をもって充て、会務を総括する。

3 副委員長は、環境保全課長をもって充て、委員長を補佐する。

### ( 会議 )

第 4 条 会議は、必要の都度委員長が召集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### ( 幹事会 )

第 5 条 委員会の事務を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事会に代表幹事を置き、環境保全課長をもって充てる。

3 幹事会は、代表幹事及び別表第 2 に掲げる幹事をもって組織し、別に辞令を用いることなく幹事に命じられたものとする。

4 幹事会は、委員会から指定された事項について協議する。

5 幹事会は、代表幹事が招集し、会議の議長となる。

### ( 報告 )

第 6 条 委員長は、委員会における会議の内容を町長に報告しなければならない。

### ( 庶務 )

第 7 条 委員会の庶務は、環境保全課において処理する。

### ( 委任 )

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月29日訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月27日訓令第2号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日訓令第1号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日訓令第3号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日訓令第1号）抄  
（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日訓令第4号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日訓令第1号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日訓令第1号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日訓令第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月21日訓令第2号）

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副町長 総務課長 企画財政課長 地域振興課長 地域福祉課長 環境保全課長  
都市整備課長 施設建設課長 農政課長 下水道課長 水道課長 消防長  
学校教育課長 生涯学習課長

別表第2（第5条関係）

企画財政課企画係長 企画財政課財政係長 総務課庶務法制係長  
地域福祉課高齢者福祉サービス係長 環境保全課廃棄物対策係長  
施設建設課施設管理係長 農政課農林土木係長 水道課業務係長 下水道課工務係長  
学校教育課学校教育係長 生涯学習課文化係長 消防本部警防課警防係長

### ( 3 ) 苅田町環境未来図庁内推進会議設置規程

平成 16 年 12 月 22 日

訓令第 10 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日訓令第 1 号 平成 20 年 3 月 26 日訓令第 4 号

平成 21 年 3 月 24 日訓令第 1 号 平成 22 年 3 月 25 日訓令第 1 号

平成 23 年 3 月 28 日訓令第 1 号 平成 25 年 6 月 21 日訓令第 2 号

( 設置 )

第 1 条 苅田町環境基本計画(以下「環境未来図」という。)に係る施策について、関係部署の緊密な連携と協力を確保し、総合的かつ効果的に推進するため、苅田町環境未来図庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

( 所掌事務 )

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

( 1 ) 環境未来図に係る施策の総合的な調整・企画に関すること。

( 2 ) 環境未来図に係る施策の推進に必要な情報の収集整理及び提供に関すること。

( 3 ) その他、環境未来図に定められた施策の推進に必要な事項に関すること。

( 組織 )

第 3 条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長には副町長、副委員長には環境保全課長、委員には別表に掲げる者をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

( 会議 )

第 4 条 推進会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は必要な資料の提出を求めることができる。

( 庶務 )

第 5 条 委員会の庶務は、環境保全課において処理する。

( 委任 )

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日訓令第 1 号)抄

( 施行期日 )

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 26 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 24 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 25 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 21 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

副町長 消防長 総務課長 企画財政課長 地域振興課長 地域福祉課長

環境保全課長 都市整備課長 施設建設課長 農政課長 水道課長 下水道課長

学校教育課長 生涯学習課長





---

## 第 2 次かんだ環境未来図

- 苅田町環境基本計画 -

発行日 平成 26 年 3 月

編集・発行 苅田町 環境保全課

〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町 1 丁目 19 - 1

TEL 093-434-1834 (直通) FAX 093-436-3014 (代表)

URL <http://www.town.kanda.lg.jp/>

編集協力 株式会社ブレック研究所

---





第2次かんだ環境未来図—苅田町環境基本計画—

平成26年3月

編集・発行 苅田町 環境保全課